

第 7 期八街市障がい福祉計画
第 3 期八街市障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

八街市

はじめに

本市では、障がい福祉の基本理念である「手をたずさえてともに歩む福祉のまち」を実現するために平成10年に障がい者基本計画、平成19年に障がい福祉計画、平成30年に障がい児福祉計画を策定し、様々な課題に取り組み、社会情勢を反映しつつ、障がいのある方の自立と社会参加を推進してまいりました。



近年、少子高齢化・核家族化、高度情報化等が進行し、障がいのある方を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、本市においては、身体障がい者数は微減しているものの、知的、精神障がい者数は増加傾向にあり、市民の約17人に1人が障害者手帳を所持している状況です。また、必要とするニーズは多様化し、障がい福祉のサービスを利用される方が増加してきております。

これらの障がいのある方のニーズに対応し、障がい福祉関係機関などとの連携を深め、市民の皆様と一体となり、障がいのある人もない人も全ての市民が、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう、本計画の推進に着実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、八街市障がい者施策推進協議会においてご審議いただいた委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言、また、アンケート調査やヒアリングにご協力いただきました市民の皆様や関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

八街市長

すゑお けん

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の期間及び計画の対象 2
- 3 計画の根拠と位置づけ 4

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

- 1 障害者施策の動向 5
- 2 人口・世帯数等の推移 9
- 3 障がいのある人（子ども）の推移10

第2編 八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画

第1章 八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画基本目標18

第2章 八街市障がい福祉計画の実績・評価と成果目標 23

第3章 八街市障がい児福祉計画の実績・評価と成果目標38

第4章 障害福祉サービス（自立支援給付）

- 1 障害福祉サービスの実績値・見込量・見込量確保のための方策 ..41

第5章 地域生活支援事業

- 1 各年度における事業ごとの見込量及び実施に関する考え方 51
- 2 サービス見込量・見込量確保のための方策 54

第3編 計画の円滑な推進に向けて

第1章 円滑なサービス提供体制の確立

- 1 連携体制の確立 56
- 2 情報提供体制の拡充 58
- 3 高齢期移行に伴う支援の方向性 58
- 4 点検及び評価体制 59

資料編

- 1 策定経過 60
- 2 八街市障がい者施策推進協議会 61
- 3 八街市障がい者福祉計画策定委員会 63
- 4 アンケート調査結果の概要 66

5	用語集	78
6	障がい者に関するマーク	84

- ・「障がい」の表記については、「害」という漢字のマイスイメージを考慮し、法令などの名称や固有名詞等を除き「害」の文字をできるだけひらがなで表記しています。

第1編

総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法において、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとされています。

平成15年度からノーマライゼーション（障がいのある人も家庭や地域において、普通の生活を送ることができるようにする社会づくり）の理念に基づいて導入された「支援費制度」により、福祉サービスの利用の仕組みが措置制度から障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と契約する制度へ転換が図られました。

平成18年からは、身体・知的・精神と障がいごとに展開されてきた施策を一元化して、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化、支給決定の透明化・明確化し、その安定的な財源の確保を図ることを目的とした障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行されました。平成19年12月には、法制度改正の進捗状況を踏まえて「重点施策実施5か年計画」（計画期間平成20年度～平成24年度）が策定され、施策と数値目標の拡充が図られました。

本市では、平成10年3月に「八街市障害者基本計画」策定以来、6年ごとに計画の見直しを図り、現在、令和3年度から令和8年度までの当該基本計画により、ノーマライゼーションの実現を目指した障害福祉施策を総合的・計画的に進めています。

また、障害者自立支援法が平成18年4月に施行後、本市では、平成19年3月に平成18年度から平成20年度までを第1期とする「八街市障害福祉計画」を策定し、これまで3年ごとに見直しを図り、令和3年3月に令和3年度から令和5年度までの「第6期八街市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等を円滑に提供していくための体制づくりを進めてきました。

併せて、児童福祉法が平成30年4月から改正され、以降各3年度と1期とする「八街市障がい児福祉計画」を策定し、障害児支援のサービス提供体制の整備等を目的として、障害児福祉サービスなどの見込み量についての計画を定め、進

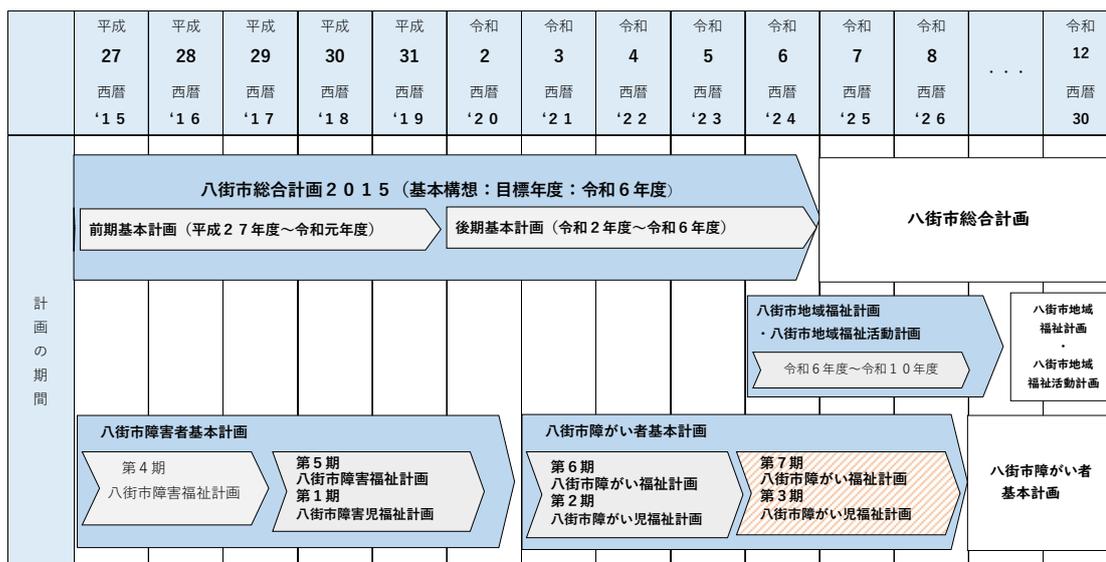
めてきました。

この度、「第6期八街市障がい福祉計画」及び「第2期八街市障がい児福祉計画」が令和5年度に期間満了となるため、これまでの計画の進捗状況や目標値の検証を行うとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法や国の基本指針に基づいて、「第7期八街市障がい福祉計画」及び「第3期八街市障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定します。

2 計画の期間及び計画の対象

◆計画の期間

「第6期八街市障がい福祉計画・第2期八街市障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間満了を受け、「第7期八街市障がい福祉計画・第3期八街市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。



◆計画の対象

本計画における障がいのある人とは障害者基本法第2条に規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であるもの」、また障害者総合支援法第4条第1項の規定に基づく「身体障害者、知的障害者のうち18歳以上である者及び精神障害者のうち、18歳以上である者」並びに同法同条第2項の規定に基づく「障害児」（満18歳に満たない者）を指しています。

なお、個々の具体的なサービス対象については、個別の法令等によって規定されていますので、その規定に準拠することとします。

3 計画の根拠と位置づけ

- 本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

『障害者総合支援法 抜粋』

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

『児童福祉法 抜粋』

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

- 本計画は、本市の障害者施策推進の目標であると同時に、全ての市民、家庭、地域、事業者、団体、関係機関、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針としての性格を有しています。
- 本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「千葉県障害者計画」との連携を考慮し、本市においては上位計画となる「八街市総合計画2015」をはじめ、「八街市地域福祉計画」「八街市高齢者福祉計画」「八街市子ども・子育て支援事業計画」及び「八街市健康プラン」並びに社会福祉協議会の「八街市地域福祉活動計画(八街ひまわりふれあいプラン)」など関連する他の計画との整合性を図り策定しています。
- 本計画は、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業について、計画的な基盤整備を進めるための具体的な指針となるものです。

第2章 障がいのある人を取り巻く現況

1 障害者施策の動向

(1) 法制度の動向

平成24年

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） 施行

平成25年

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 施行
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法） 施行
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 制定

平成27年

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法） 施行

平成28年

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 施行

平成30年

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法） 施行
- ギャンブル等依存症対策基本法 施行

令和元年

- 障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法） 改正
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 施行
- 就学前の障害児の発達支援の無償化 施行

令和3年

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等報酬の改定率改定
 - ・ 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援
 - ・ 効果的な就労支援
 - ・ 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - ・ 感染症等への対応力の強化
 - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - ・ 持続可能性の確保

令和4年

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法） 施行
 - ・ 障害の有無にかかわらず、日常生活において必要な情報等を取得するためにデジタル化を推進することを目的とする。

令和5年

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 一部改正
 - ・ 虐待を行った者が家族である場合、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から除外することで、適切に障害者等を保護することを目的とする。

(2) 障害者総合支援法による制度改革の背景

(i) 総合支援法制定の背景（平成25年施行）

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。また、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととなりました。

《 主な改正点 》

- (1) 障害者の範囲の見直し
- (2) 障害支援区分への名称・定義の改正
- (3) 重度訪問介護の対象拡大
- (4) 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- (5) 地域移行支援の対象拡大
- (6) 地域生活支援事業の追加

(ii) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

(平成30年4月施行)の背景

障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応を行うこととなりました。

《 主な改正点 》

- (1) 就労定着支援の創設
- (2) 自立生活援助の創設
- (3) 障害児福祉計画の作成
- (4) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (5) 居宅訪問型児童発達支援の創設

(3) 障がい福祉に係る千葉県の取り組み

平成19年

○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 施行

平成21年

○障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン 策定

平成28年

○千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例 施行

平成29年

○千葉県国土強靱化地域計画 策定

令和3年

- 第七次 千葉県障害者計画 策定
- ちば障害者等用駐車区画利用証制度 開始

令和5年

- 第四次 千葉県地域福祉支援計画 策定

2 人口・世帯数等の推移

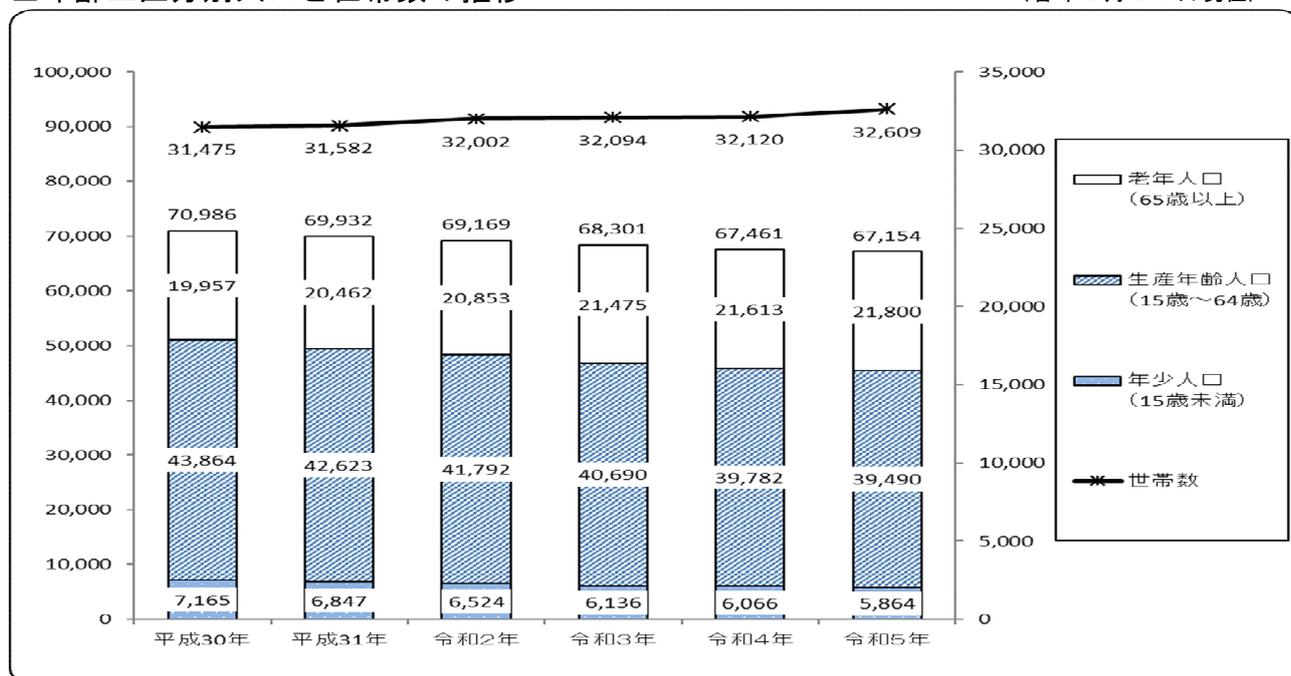
(1) 本市の人口・世帯数等の推移

人口総数は令和5年3月末現在、67,154人となっており、緩やかな減少傾向が続いています。世帯数は増加傾向にあり、令和5年3月末現在で32,609世帯となっており、1世帯あたりの人員は減少傾向となります。

また、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は増加しています。

■年齢三区分別人口と世帯数の推移

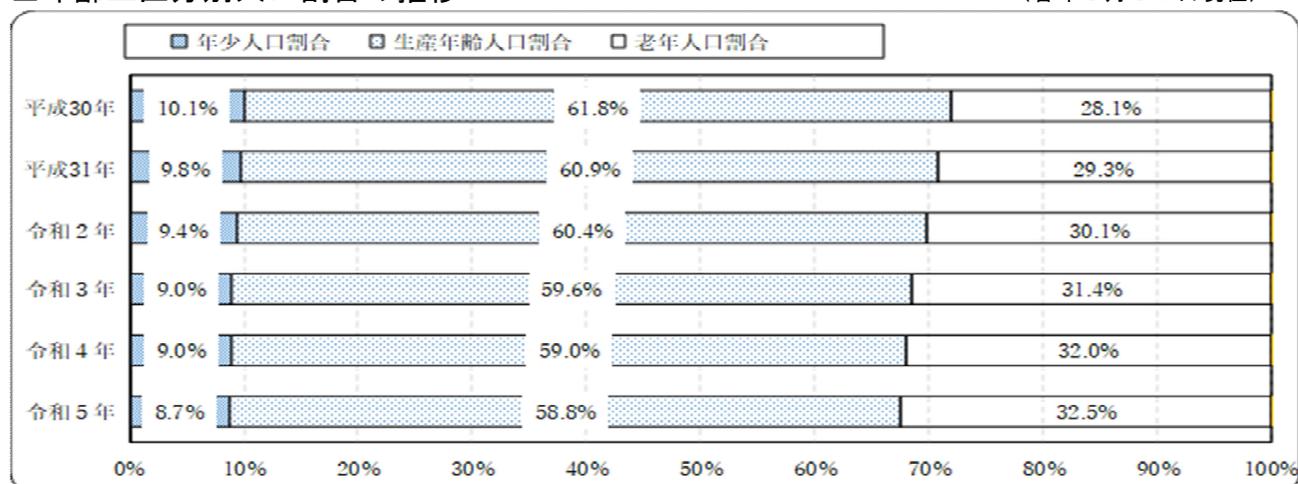
(各年3月31日現在)



資料 住民基本台帳

■年齢三区分別人口割合の推移

(各年3月31日現在)



資料 住民基本台帳

3 障がいのある人(子ども)の推移

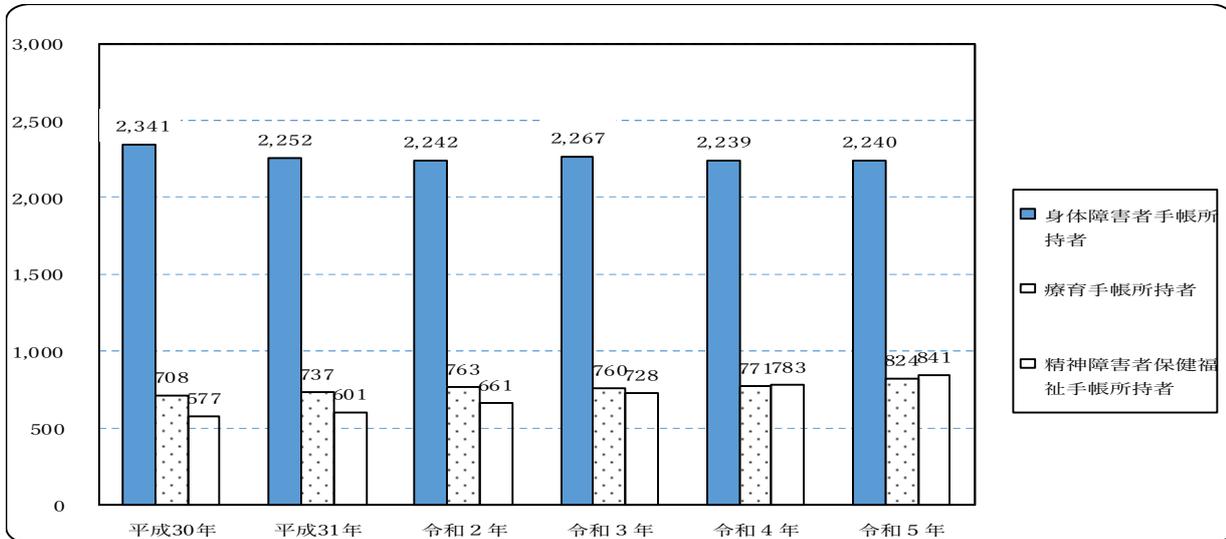
(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて、令和5年3月末現在で3,905人となっています。

また、人口総数に対する割合では、令和5年3月末現在で、5.81%（身体障害者手帳所持者3.34%、療育手帳所持者1.23%、精神障害者保健福祉手帳所持者1.25%）となっており、市民の約17人に1人が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。

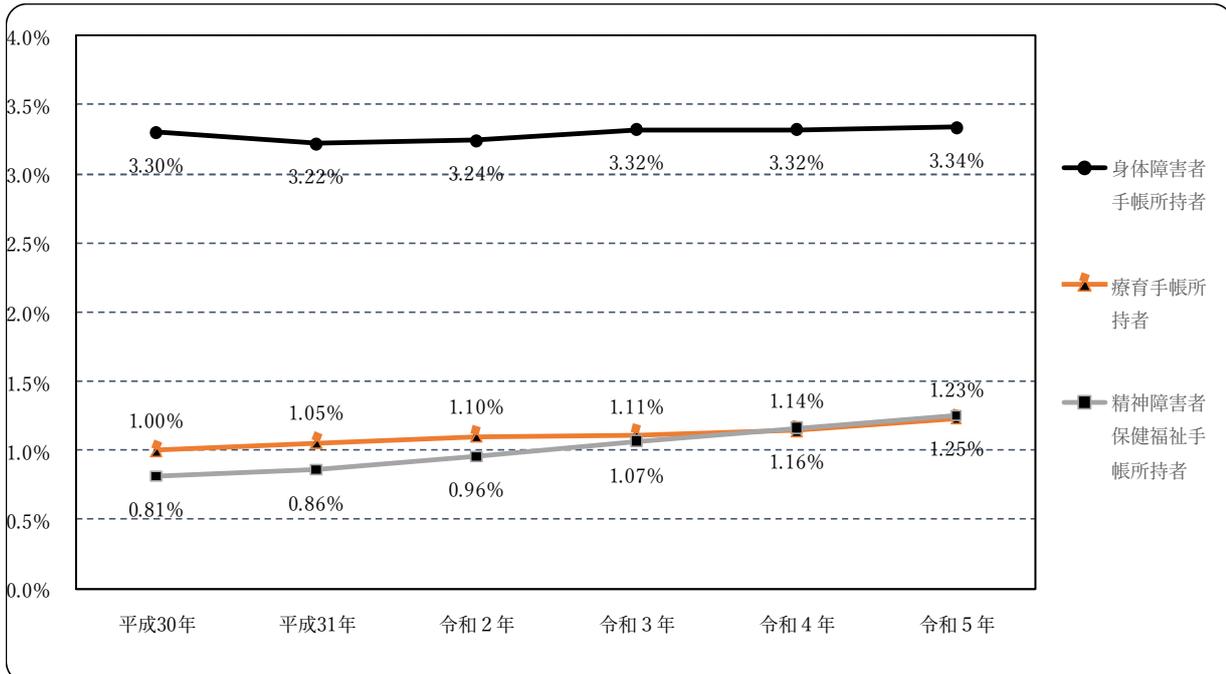
■障害者手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在 単位:人)



■障害者手帳所持者数の対人口割合推移

(各年3月31日現在)



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在、2,240人となっており、平成30年3月末と比較すると減少しています。障がいの種類別では、肢体不自由が1,089人で最も多く全体の約半数を占め、等級別では、1級2級が1,094人で、重度の障がいのある人が全体の約半数を占めています。

(令和5年3月末現在)

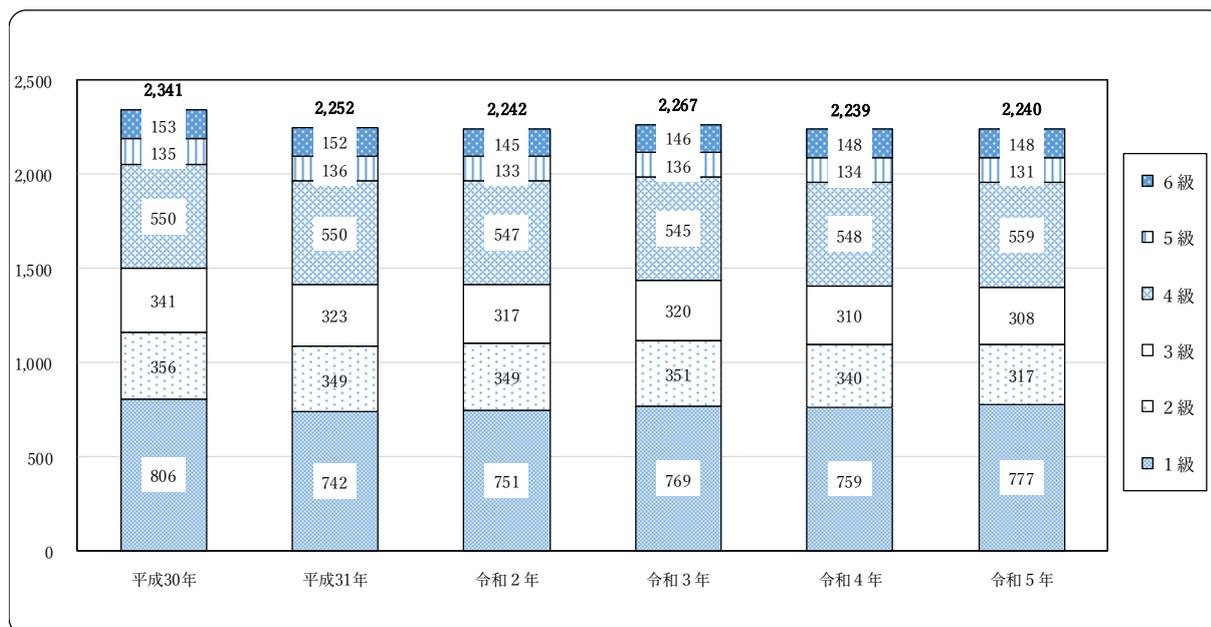
また、年齢別構成比では、65歳以上の割合が最も多く、令和5年3月末現在では全体の64.1%を占めています。

■身体障害者手帳所持者数（障害種類別・等級別） (令和5年3月31日現在 単位：人)

障害の種類別・等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	比率
視覚	44	28	14	10	21	5	122	5.4%
聴覚・平衡	12	51	16	35	4	67	185	8.3%
音声・言語・そしゃく機能	7	3	12	8	-	-	30	1.3%
肢体不自由	243	224	158	282	106	76	1089	48.6%
内部障害	471	11	108	224	-	-	814	36.3%
内 訳	心臓	222	3	62	93	-	380	17.0%
	じん臓	223	2	16	5	-	246	11.0%
	呼吸器	14	0	15	6	-	35	1.6%
	膀胱・直腸	4	2	11	114	-	131	5.8%
	小腸	0	0	0	2	-	2	0.1%
	免疫	4	4	3	4	-	15	0.7%
	肝臓	4	0	1	0	-	5	0.2%
合計	777	317	308	559	131	148	2240	100.0%
比率	34.7%	14.2%	13.8%	25.0%	5.8%	6.6%	100.0%	

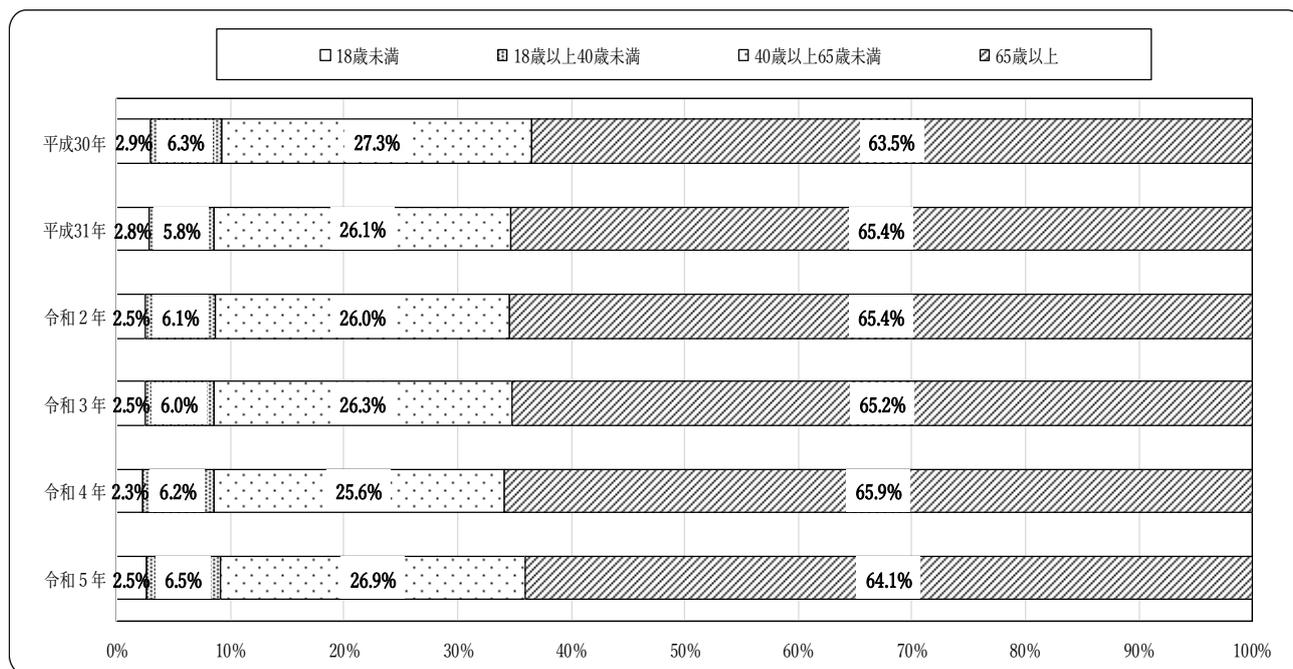
※端数調整をしていないため、比率の合計は100%になるとは限りません。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） (各年3月31日現在 単位：人)



■身体障害者手帳所持者割合の推移（年齢別構成比）

（各年3月31日現在）

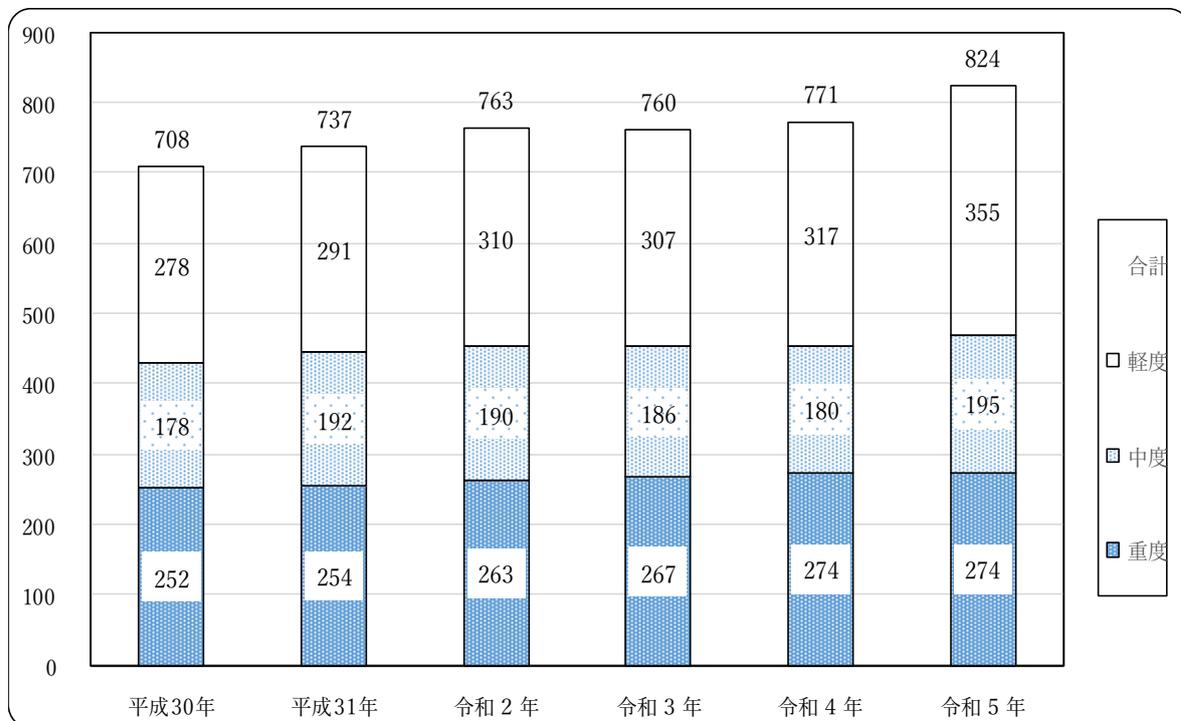


(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は令和5年3月末現在で824人となっており、平成30年3月末と比較すると約1.16倍となっています。

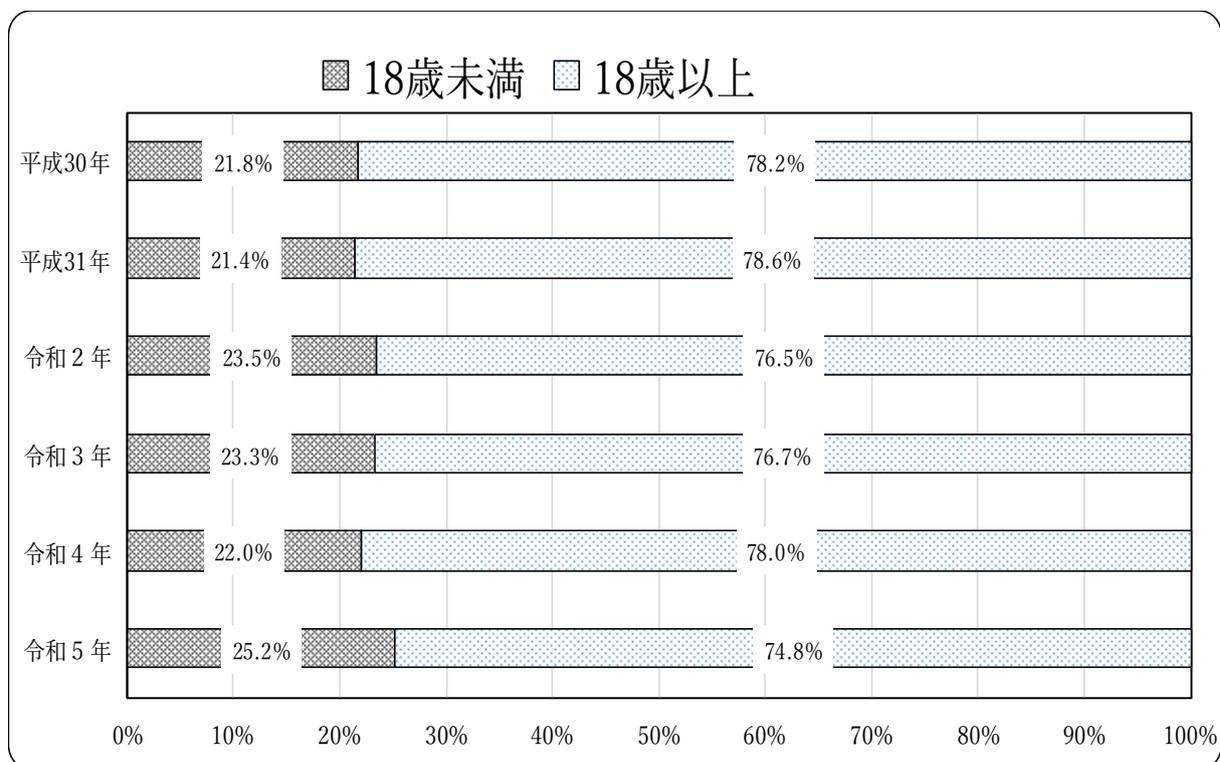
■療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（各年3月31日現在 単位：人）



■療育手帳所持者割合の推移（年齢別構成比）

（各年3月31日現在）

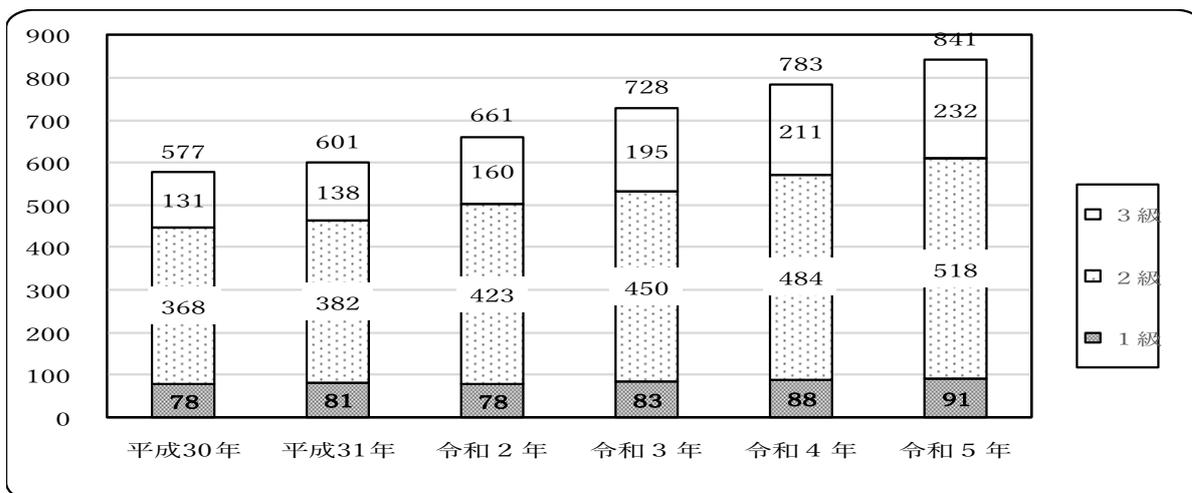


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末現在で841人となっており、平成30年3月末と比較すると、約1.45倍に増加しています。また、等級別にみると、2級の手帳所持者が518人で約6割を占めており、中度障がいの人の割合が増加傾向にあります。

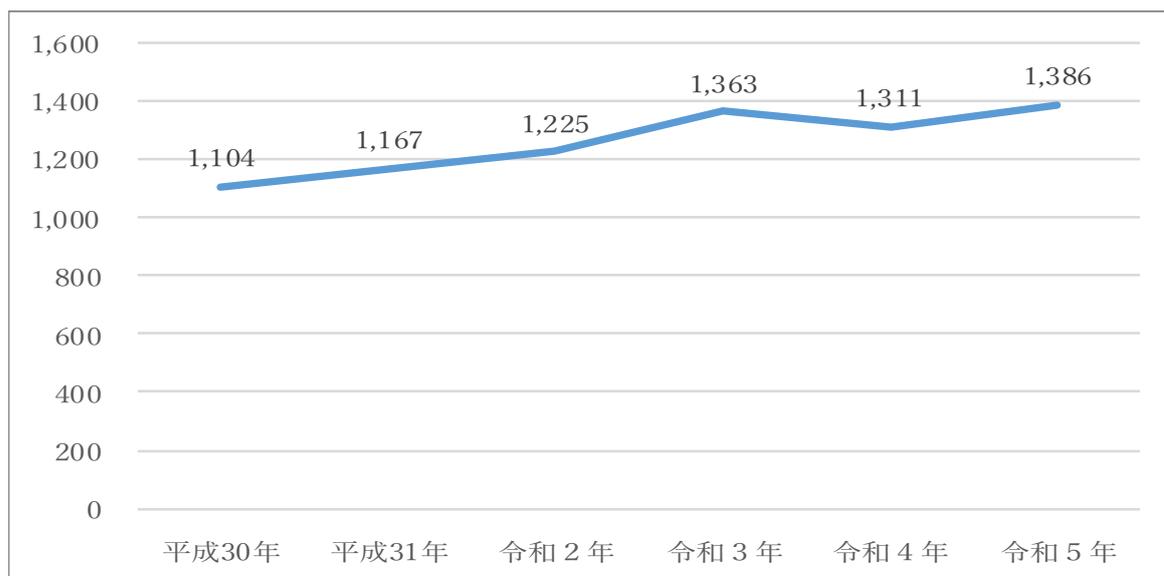
また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和5年3月末現在で1,386人となっており、平成30年3月末と比較すると約1.25倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）（各年3月31日現在 単位：人）



■自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

（各年3月31日現在 単位：人）



(5) 難病療養者数の推移

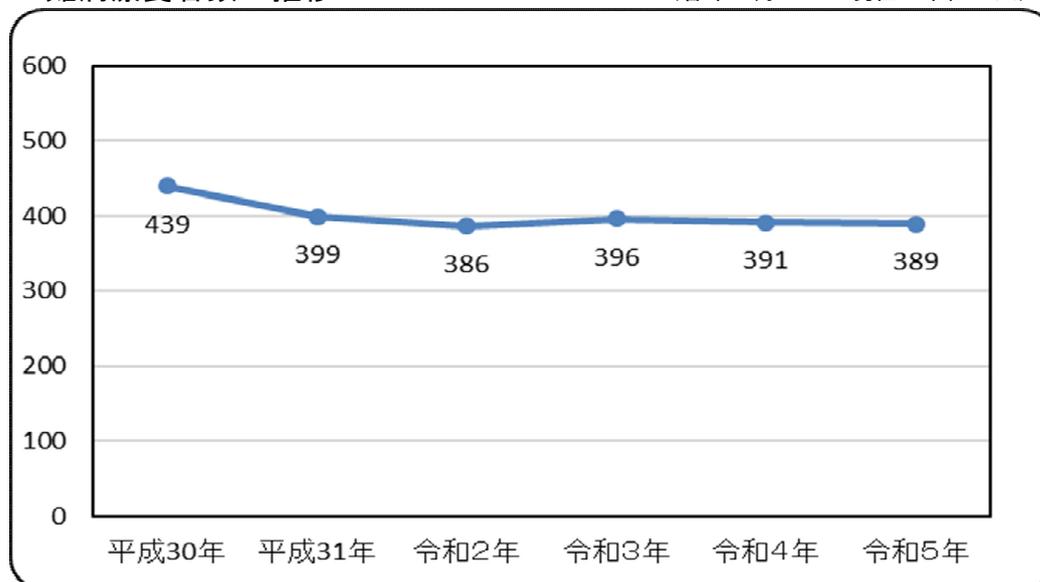
難病療養者数（※）は令和5年3月末現在で389人となっており、平成30年3月末と比較すると減少しています。

※難病療養者数は、特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者票、千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証の交付を受け、市の難病療養者見舞金を受給している数値としています。

- 平成25年4月から障害者総合支援法の規定に基づく障がい者の範囲に難病等が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになりました。
- 平成27年1月には、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、医療費助成対象疾病数が56疾病から110疾病に拡大となり、その後も段階的に拡大され令和5年11月現在は338疾病が対象となっています。
- 平成29年3月末には、旧制度（特定疾病等治療研究事業）対象者に対する医療費助成継続の経過措置が終了しました。

■難病療養者数の推移

（各年3月31日現在 単位：人）



(6) 障がいのある児童・生徒の推移

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて、令和5年3月末現在で303人となっています。

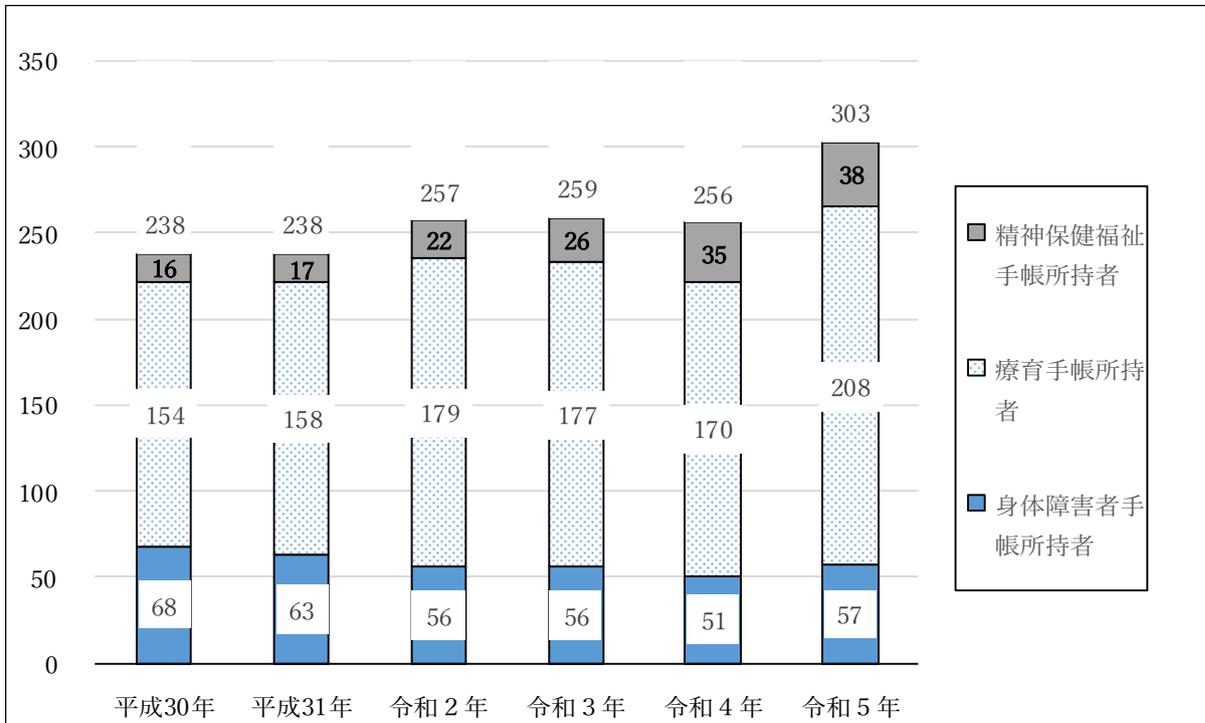
障がい種別別割合は、療育手帳所持者が大半を占めている中、精神保健福祉手帳所持者が増加傾向になっています。

また、市内小学校に通学する児童2,629人のうち、特別支援学級に在籍する児童数は210人です。市内中学校では、生徒数1,614人のうち113人が特別支援学級に在籍しています。(人数はいずれも令和5年5月1日現在)

障がい別では、自閉症・情緒障害、知的障害学級が主で沖分校を除く全ての市内小中学校に特別支援学級が設置されています。

■障害児手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在 単位：人)



■市内小中学校学級別児童生徒数

(令和5年5月1日現在 単位：人)

	普通学級	知的障害	自閉症・情緒障害	言語障害 (※)	合計
市立小学校 9校(うち分校1)	2,419	84	126	0	2,629
市立中学校 4校	1,501	46	67	0	1,614
合計	3,920	130	193	0	4,243

資料 学校教育課

(※) 固定の言語障害学級は、令和3年度末になくなり、言語通級教室に移行したため、児童数は0となっています。

■市内小中学校特別支援学級数

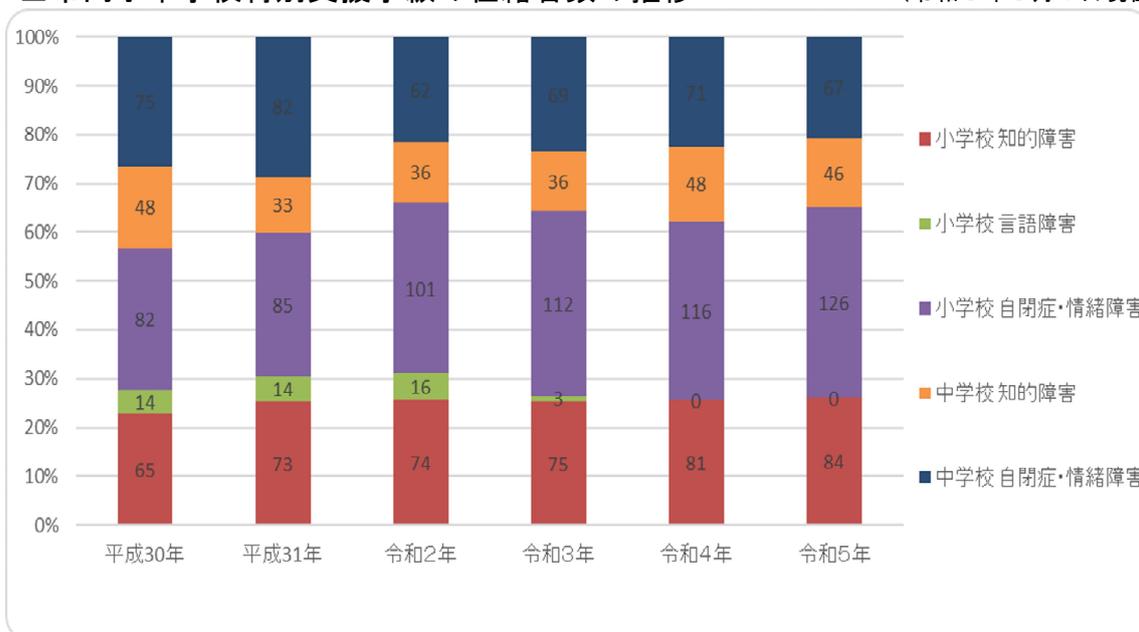
(令和5年5月1日現在)

	知的障害	自閉症・情緒障害	言語障害	合計
小学校(分校含む9校)	15	21	0	36
中学校(4校)	8	11	0	19
合計	23	32	0	55

資料 学校教育課

■市内小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

(令和5年5月1日現在)



資料 学校教育課

■市内在住者特別支援学校の在籍者数

(令和5年5月1日現在)

	小学部	中学部	計
富里特別支援学校	22	10	32
桜ヶ丘特別支援学校	4	7	11
四街道特別支援学校	1	0	1
袖ヶ浦特別支援学校	4	1	5
君津特別支援学校	1	0	1
東金特別支援学校	0	3	3
合計	32	21	53

資料 学校教育課

第2編

八街市障がい福祉計画・

八街市障がい児福祉計画

- 第1章 八街市障がい福祉計画・
八街市障がい児福祉計画
基本目標
- 第2章 八街市障がい福祉計画の実績・
評価と成果目標
- 第3章 八街市障がい児福祉計画の
実績・評価と成果目標
- 第4章 障害福祉サービス
(自立支援給付)
- 第5章 地域生活支援事業

第1章 八街市障がい福祉計画・八街市障がい児福祉計画 基本目標

【第7期八街市障がい福祉計画・第3期八街市障がい児福祉計画 基本目標】

①地域生活への移行の推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援体制を整備し、施設に入所している人や病院に入院している人の地域生活への移行を推進します。（P. 23～）

②地域生活の継続の支援

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を整えるために、体験の機会や専門的人材の確保等を推進します。（P. 24～）

③総合的な就労支援の推進

障がいのある人の社会的な自立を促進するため、就労支援を総合的に推進します。（P. 27～）

④相談支援体制の充実・強化

障がいのある人の多様化するニーズに対応するため、相談支援体制を充実させます。（P. 32～）

⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や障がい者等に対する虐待の防止

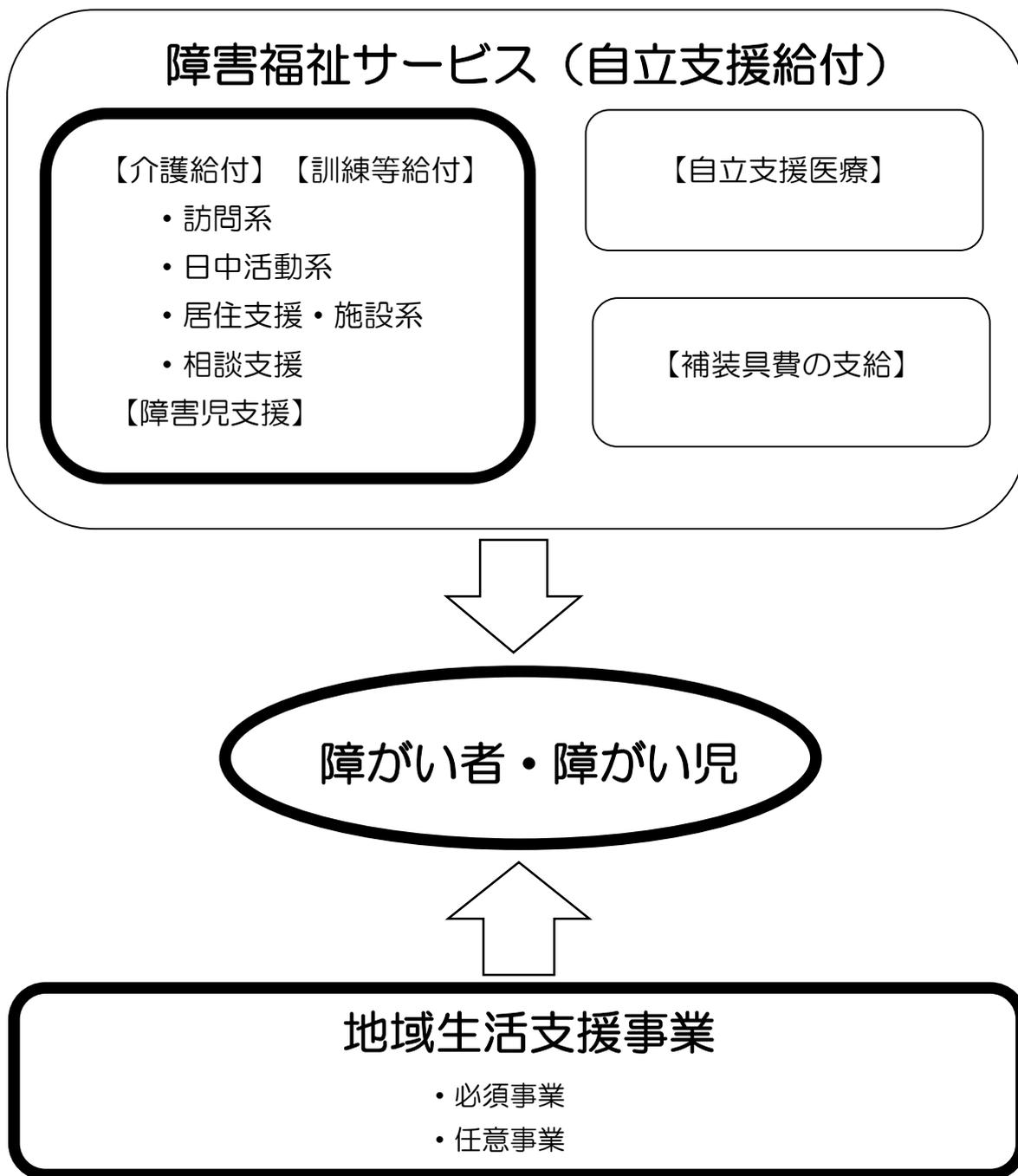
精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備や、障がい者虐待への組織的な対応の充実を図ります。（P. 35～）

⑥障がいのある子どもに対する支援の充実

早期発見・早期支援に努め、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携強化を図り、切れ目のない支援を提供する体制の充実を図ります。（P. 38～）

【障害者総合支援法の障害福祉サービス体系の全体像】

障害者総合支援法によるサービスは、「障害福祉サービス（自立支援給付）」及び「地域生活支援事業」で構成されています。



【サービス一覧】

	区 分	サービスの内容
訪 問 系	①居宅介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅に伺い、食事、入浴、トイレなどの介助・介護を行います。
	②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援助等を行います。
	④行動援護	行動上、著しい困難があり、常に介助・介護を必要とする人に、外出するときの移動中の介護などを行います。
	⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日 中 活 動 系	①生活介護	常に介助・介護を必要とする人に、食事、入浴、トイレなどの介助・介護や創作的活動などの機会の提供を行います。
	②自立訓練(機能訓練)	身体の機能や生活能力の維持・向上のため、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行い、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
	③自立訓練(生活訓練)	
	④宿泊型自立訓練	障がいのある人が宿泊にて家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	⑤就労選択支援	令和7年4月から開始。就労先・働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントを活用し、本人の希望、就労能力や適性にあった選択を支援します。
	⑥就労移行支援	企業への就職、または技術を習得して在宅での就職を希望される人に、原則2年以内の決められた期間に事業所や企業で作業をしたり実習を受けたり、自分に合った職場探しのための支援を行います。
	⑦就労継続支援（A型）	一般企業で働くことが困難な人が施設に通って働きながら、知識や能力の向上を図ります。 「A型（雇成型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。「B型（非雇成型）」は、雇用契約を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
	⑧就労継続支援（B型）	
	⑨就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。
	⑩療養介護	医療が必要な方で常に介護を必要とする人に、機能訓練、療養上の管理、看護などの提供を行います。
	⑪短期入所(福祉型・医療型)(ショートステイ)	家族の病気などにより自宅での介助・介護が難しくなった時に、施設において食事、入浴、トイレなどの介助・介護を行います。

	区 分	サービスの内容
居住支援・施設系	①自立生活援助	賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がいのある人が、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により必要な助言や医療機関等の連絡調整を行います。
	②共同生活援助 (グループホーム)	世話人が、調理や洗濯などの家事の手伝いを行いながら、共同生活をします。また、食事や入浴などの介助・介護を必要とする人に、それらの介護やその他日常生活上の援助を提供します。
	③施設入所支援	施設に入所し、夜間における食事、入浴、トイレなどの介助・介護を行います。
相談支援	①計画相談支援	障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の策定を行い、一定期間ごとに見直しをします。
	②地域移行支援	入所施設または精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
	③地域定着支援	移行支援により、地域移行された障がいのある人が地域に定着するため、相談、緊急時の対応などを行います。
地域生活支援事業(必須事業)	①理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会的生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	②自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
	⑥意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
	⑦日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人等に対して、日常生活用具の給付を行います。

	区 分	サービスの内容
地域生活支援事業（必須事業）	⑧手話奉仕員養成事業	手話で、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を取得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
	⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行います。
	⑩地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的な活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。基礎的事業に加え、センターの機能や体制を充実強化する事業を実施し、地域生活支援の促進を図ります。この事業形態として、機能強化の内容により3つの類型（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）を設けています。
地域生活支援事業（任意事業）	①日中一時支援事業	障害福祉サービス事業所・地域の社会資源等を活用して在宅の障がいのある子ども等を一時預かり、家族の就労や一時的な休息を支援します。
	②訪問入浴サービス	看護師、または准看護師、および介護職員が、家庭での入浴が困難な方の家に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。
	③知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人に対して、職親として登録された事業経営者等が就職に必要な生活指導や技能習得訓練を行います。
	④手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい、聴覚に障がいのある人の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得するための養成講座を開催します。
障害児支援	①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	②医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。
	③放課後等デイサービス	放課後等や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がいのある子どもの自立を促進します。
	④保育所等訪問支援	専門家が障がいのある子どものいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
	⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与等の支援を行います。
	⑥医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。
	⑦障害児相談支援	障がいのある子どもの利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の策定を行い、一定期間ごとに見直しをします。

第2章 八街市障がい福祉計画の実績・評価と成果目標

本計画では、地域生活への移行や継続、就労支援、障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築といった課題に関し、国の基本指針により令和5年度までの実績及び地域の実情等を踏まえて、令和8年度の成果目標を設定することとします。

【第7期八街市障がい福祉計画の成果目標】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人の重度化・高齢化に対応する日中サービス支援型指定共同生活援助や地域生活支援拠点、自立訓練事業等の利用により、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する施設入所者の成果目標を設定します。

【国の基本指針】

* 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

令和3年度～令和5年度

項目	目標値（A）	実績（B）	達成度（B/A）
【目標値】 地域生活への移行	5人 6.3%	4人 (10月末現在)	80.0%
【目標値】 施設入所者数の削減	78人 (入所者数)	81人 (10月末現在)	3.8%超過

※実績（B）は令和5年10月末現在

第6期八街市障がい福祉計画の地域生活への移行は、国の基本指針に基づき目標値を5人と設定しました。令和5年10月末現在では4人のため、達成度は80.0%です。

また、施設入所者数の削減については、国の指針に基づき78人と設定しましたが、令和5年10月末現在では81人であり、目標値を3.8%超過しています。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

福祉施設入所者の地域生活への移行を促進し、令和8年度末時点の施設入所者数については、令和4年度末時点から2人を削減した78人を目標とします。

地域生活への移行については、令和4年度末時点から6%以上を削減した5人を目標とします。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設入所者数（A）	80人	令和4年度末の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	5人 6.3%	（A）のうち、令和8年度末までに 地域生活へ移行する者の目標値
【目標値】 令和8年度末の施設入所者数（B）	78人	令和8年度末施設入所者数見込み
【目標値】 施設入所者の削減数	2人 2.6%	差引減少見込み数（A）－（B）

（2）地域生活の継続の支援

障がいのある人の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、地域社会で安心して暮らせるよう支援する拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、障がいのある人の地域生活への移行の支援及び充実を図るため、上位計画である八街市地域福祉計画との整合性を図るとともに、支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携を進め、効果的な支援体制を構築できるよう推進していきます。

【国の基本指針】

* 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に地域生活支援拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

* 地域生活支援の拠点等の整備にあたり求められる機能

- ①相談（地域移行・親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、共同生活援助（グループホーム）等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

令和3年度～令和5年度

項目	年度	目標値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実	令和3年度	有	有	100%
	令和4年度	有	有	100%
	令和5年度	有	有	100%
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	令和3年度	1	0	0%
	令和4年度	1	0	0%
	令和5年度	1	0	0%

国の動向を踏まえ、本市の実情に応じた地域生活支援拠点の整備を国の基本指針どおり、本市単独で設置しました。地域自立支援協議会「暮らし部会」で、地域生活支援拠点の運用についての検討を実施しましたが、検証は行えませんでした。

【第7期八街市障がい福祉計画おける市の考え方】

令和6年度～令和8年度

国の動向を踏まえ、本市の実情に応じた地域生活支援拠点のあり方を検証し、その機能の充実のため、地域の支援ニーズの把握を相談支援専門員を中心に行い、全体で年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	6年度	7年度	8年度
【目標値】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	有無	有	有	有
【目標値】 コーディネーターの配置人数	人	1	1	1
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	回/年	1	1	1

◆強度行動障害を有する人への支援体制の充実について（新規）

強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ります。

【国の基本指針】

＊令和8年度末までに、強度行動障害を有する人に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

強度行動障がいのある人は、その特性に適した環境調整や適切な支援の継続的な提供が必要になります。強度行動障がいのある人のニーズや利用可能な事業所の情報を把握し、支援体制の整備を進めます。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	6年度	7年度	8年度
【目標値】 支援ニーズの把握、支援体制の整備	ニーズの把握	支援体制の検討	支援体制の整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

◆一般就労への移行者数(継続)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する目標値を設定します。

【国の基本指針】

＊令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値が、令和3年度の実績の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

令和3年度～令和5年度

項目	目標値(A)	実績(B)	達成度(B/A)
【目標値】 一般就労への移行者数	31人	7人	22.6%

※実績(B)は令和5年10月末現在

第6期八街市障がい福祉計画の、令和5年度における福祉施設を退所し一般就労する人の数は、国の基本指針に基づき目標値を31人と設定しました。

令和5年10月末現在では7人であり、達成度は22.6%です。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

令和5年10月末現在、市内に就労移行支援事業所が3事業所、就労継続支援A型事業所は4事業所、就労継続支援B型事業所は10事業所ありますが、通所圏内での利用も見込み、令和8年度中に一般就労に移行する人の数は、国の基本指針に基づき令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍(22人)を目標とします。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	17人	令和3年度の一般就労への移行者数
【目標値】 一般就労への移行者数	22人	就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数

◆就労移行支援事業の一般就労への移行者数(継続)

福祉施設を利用している障がいのある人等の一般就労への移行を推進するため就労移行支援事業の一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

【国の基本指針】

* 令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

令和3年度～令和5年度

項目	目標値(A)	実績(B)	達成度(B/A)
【目標値】 令和5年度末の就労移行支援事業の利用者数	25人	13人 (10月末現在)	52.0%

※実績(B)は令和5年10月末現在

令和5年度末の就労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針に基づき目標値を25人と設定しました。令和5年10月末現在では、13人であり、達成度は52.0%です。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

就労移行支援事業所は市内に3事業所ありますが、近隣の通所圏内での利用も見込み、国の基本指針どおり、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを目標とします。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行実績	11人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 令和8年度中の一般就労への移行者数	15人	令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

◆就労継続支援の事業所ごとの就労移行率（継続）

【国の基本指針】

<p>* 令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上とすることを基本とする。</p> <p>* 令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p>

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	3人	就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数の令和3年度実績（2人）の1.29倍以上
【目標値】 令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	2人	就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数の令和3年度実績（1人）の1.28倍以上

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

市内に、就労継続支援A型事業所は3事業所、就労継続支援B型事業所は10事業所ありますが、近隣の通所圏内での利用も見込まれます。そのため、就労継続支援A型事業所を通じた令和8年度中の一般就労への移行者数は、国の基本指針どおり1.29倍以上とし、就労継続支援B型事業所は1.28倍以上とすることを目標とします。

◆就労定着支援事業の利用者数（継続）

【国の基本指針】

＊令和8年度末における利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

項目	目標	実績	達成状況
【目標値】 令和5年度の就労定着支援の就労定着率	70%	100%	達成

※実績(B)は令和5年10月末現在

第6期の国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数のうち、70%が就労定着支援事業を利用することが基本となっておりました。現在、就労定着支援事業所は、市内に1か所あり、70%以上の人が就労定着支援事業を利用しているため、達成度は100%になります。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

市内の就労定着支援の事業所は1か所ですが、近隣の事業所の利用も見込み、令和8年度就労定着支援事業利用者数を令和3年度末実績（14人）の1.41倍以上とします。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業利用者数	20人	令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

◆就労定着支援による就労定着率（新規）

【国の基本指針】

* 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において、3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が70%以上）が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とすることを基本とする。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

令和6年度～令和8年度

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上の数。

(4) 相談支援体制の充実・強化等（継続・新規）

【国の基本指針】

- * 令和8年度末までに市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関などの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- * 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）

◆支援体制の強化・基幹相談支援センターの設置

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

		項目	単位	3年度	4年度	5年度
計 画	【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施	有無		有	有	有
		件/年		1	1	1
	【目標値】 人材育成の支援	件/年		5	5	5
		回/年		4	4	4
実 績	【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施	有無		有	有	有
		件/年		2	2	1
	【目標値】 人材育成の支援	件/年		0	6	6
		回/年		0	6	6

基幹相談支援センターでは、市を事務局として運営を行いました。市で定期的な会議を開催するほか、県、北総ブロックの基幹相談支援センター会議にも参加し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等と連携を図り、地域づくりを行いました。

また、基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援体制の強化を図りました。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

市が、基幹相談支援センターを設置し、3年が経過し、基幹相談支援センターへの相談も増加しています。今後も、地域の住民が安心して住み慣れた地域で生活ができるよう、相談支援専門員の人材育成、福祉以外の教育、保健、医療等との連携による相談支援体制の強化を進めていきます。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	6年度	7年度	8年度
【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
【目標値】 訪問等による専門的な指導・助言	件／年	2	2	2
【目標値】 人材育成の支援	件／年	6	6	6
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取り組み	回／年	6	6	6

◆協議会の体制確保(新規)

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

地域自立支援協議会の「そうだん部会」において、個別事例の検討を行い、各ライフステージで必要となるサービスや地域の実情や課題を把握し、解決をするための取り組みを行います。

項目	目標	考え方
【目標値】 協議会の体制を確保する。	設置	協議会の体制を確保し、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善を行う取り組みを行う。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（継続）

【国の基本指針】

＊令和8年度末までに市町村においてサービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

計 画	項目	単位	3年度	4年度	5年度
	【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修等への市職員の参加	人/年	6	6	6
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有	有無	有	有	有	
	回/年	1	1	1	
【目標値】 指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	有	
実 績	項目	単位	3年度	4年度	5年度
	【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修等への市職員の参加	人/年	7	4	17
	【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有	有無	有	有	有
		回/年	12	12	12
【目標値】 指導監査結果の関係市町村との共有	有無	無	無	無	

※実績は令和5年10月末現在

障害福祉サービス等に係る各種研修等への市職員の参加は、延べ人数を計上していません。多様な研修に参加することで、業務に必要な知識の習得に努めました。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有については、国保連合会やシステム運用者と定期的に審査結果の共有を行いました。

指導監査については、市が指定認可の実務を行う特定相談支援事業所に対して実施したものであり、関係市町村と結果の共有は行いませんでした。

【第7期八街市障がい福祉計画における市の考え方】

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行っていくことが必要と考えます。

そのためには、県等が実施する障害福祉サービスに係る研修等に積極的に参加し、研修で得た知識等を利用者や障害福祉サービス事業者に還元することにより、適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

また、障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者による意思決定支援の適切な実施が重要なことから、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発を行います。

さらに、自立支援審査支払い等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適切な支払いに努めます。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

項目	単位	6年度	7年度	8年度
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修等への市職員の参加	人／年	6	6	6
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有	有無	有	有	有
	回／年	12	12	12
【目標値】 指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	有

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や障がい者等に対する虐待の防止

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するために、地域生活支援拠点等の整備や支援体制の整備に取り組みます。

また、障がい者虐待については、障がい福祉課だけでなく、関係機関との連携を図りつつ、自立支援協議会等においても障がい者虐待の防止を課題として取り上げ、効果的な連携協力体制の構築を図る等、それぞれの地域で主体的に取り組みます。

【国の基本指針】

＊地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していく。

【第6期八街市障がい福祉計画の実績と評価】

計 画	項目	単位	3年度	4年度	5年度
	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	6	6	6
【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	36	36	36	
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1	
実 績	項目	単位	3年度	4年度	5年度
	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	0	3	6
	【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	0	15	36
	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	0	0	0

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉・介護に携わる関係者を構成員とした地域包括ケアシステムに係る会議を開催し、課題等を精査・解決のための検討会を実施しました。

令和3年度は、新型コロナウイルス拡大予防のため、協議の場の開催を見送りました。

また、協議の場の活動について、目標値の検討を行いました。評価は行えませんでした。

【第7期八街市障がい福祉計画・市の目標値】

令和6年度～令和8年度

精神障がいのある人の地域移行、地域定着における課題解決に向けて、病院等へアンケートを実施し、現状を把握します。また、協議の場において支援体制を多角的に検討し、本市の実情に応じた環境調整や必要な支援体制の確保を図ります。

	項目	単位	6年度	7年度	8年度
計 画	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	6	6	6
	【目標値】 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	36	36	36
	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1

第3章 八街市障がい児福祉計画の実績・評価と成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等（継続）

【国の基本指針】

* 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。

* 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

【第2期八街市障がい児福祉計画の実績と評価】

項目	考え方	実績
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所以上	市内に1か所設置済
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	実施	市内1事業所実施済

【第3期八街市障がい児福祉計画における市の考え方】

令和6年度～令和8年度

障がいがある、またはあると思われる子どもが「地域」で「安心した生活」を行っていくために「自立や社会参加」に向けた長期にわたる一貫した支援が必要となります。特に、乳幼児期は、対人関係や社会参加の基盤を形成する大切な時期にあたります。

重層的な地域支援体制を構築することが、早期発見、早期療育を開始することにつながり、将来、子どもが「自立や社会参加」をしていく上でも大切な役割を持つため、児童発達支援センターの役割は重要となります。

また、障がいのある子どもの地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、市内に設置した児童発達支援センターは、子どもの育ちの場である保育所や、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校及び特別支援学校等に対し、障がいのある子どもや家族の支援に関する専門的な支援や助言を行う保育所等訪問支援事業を実施し、子ども達が互いに学び合う経験を持てるよう、連携・協力しながら体制構築を進めます。

【第3期八街市障がい児福祉計画・市の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 か所以上	市内に1 か所設置済
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	実施	市内1 事業所実施済

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
(名称の変更・継続・追加)

【国の基本指針】

<p>* 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者を各市町村または圏域に少なくとも1 か所以上確保する。</p> <p>* 令和8年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター（以下、医療的コーディネーター）を配置する。</p>
--

【第2期八街市障がい児福祉計画の実績と評価】

項目	目標値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1 か所	圏域で達成済	100%
【目標値】 関係機関等による連携、協議の場の設置	設置	達成済	100%
【目標値】 医療的コーディネーターを配置すること	設置	達成済	100%

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、市内に設置することはできませんでしたが、圏域内に設置されたため、達成済としました。

関係機関等による連携、協議の場の設置については、災害時の避難行動の対応について、県の医療的ケア児等支援センター、防災、子育て、保健、教育、相談支援事業所による関係機関の連携や協議の場の開催を定期的に行いました。

また、市内の相談支援事業所に在籍する相談支援専門員を、医療的コーディネーターとして配置しました。

【第3期八街市障がい児福祉計画における市の考え方】

医療的ケア児が、地域において日常生活上必要とする医療的ケアの状況を考慮した上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた必要な支援を円滑に受け取ることができるよう、市は、ニーズの把握に努め、その上で、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に取り組みます。

【第3期八街市障がい児福祉計画・市の目標値】

項目	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障害児やその家族、さらに地域のニーズを把握し、適切にサービスが提供されるように関係各所と連携します。
医療的ケア児支援のための協議の場の活用	定期的に協議を行い、ニーズの把握に努めます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの活用	医療的ケア児の包括的な支援のために必要な情報等を共有します。

第4章 障害福祉サービス（自立支援給付）

1 障害福祉サービスの実績値・見込量・見込量確保のための方策

ここでは、自立支援給付を「訪問系」「日中活動系」「居住支援・施設系」「相談支援」「障害児支援」の5つに分類して、それぞれの障害福祉サービスの第6期計画での計画値と実績値の比較、令和6年度から令和8年度までの見込量を示します。

見込量、実績値については、各年度の3月ひと月に必要となるサービス提供量を見込んだ数値、実利用ベースでの設定をしています。ただし、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」「障害児相談支援」の見込量については、各月の利用者数の平均を見込んだものとしています。また、令和5年度の実績値は、10月ひと月の数値となっています。

訪問系：在宅で受けることができるサービスや介護者支援等
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

日中活動系：日中の活動の場を提供するサービス
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、
短期入所（福祉型、医療型）

居住支援・施設系：住まいの場を提供するサービス
自立生活援助、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、
日中サービス支援型指定共同生活援助、精神障害者の自立生活援助、
精神障害者の共同生活援助

相談支援：障害福祉サービスに係るプラン作成
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、
精神障害者の地域移行支援、精神障害者の地域定着支援

障害児支援：障がいのある子どもに係るサービス
障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター
の配置

(1) 訪問系サービス

【実績値と見込値】

訪問系サービスの実績値としては、全ての計画値を下回る結果になりました。特に同行援護については、コロナ禍により、利用を控える動きも見られ、実績に伸びがありませんでした。「重度訪問介護」の利用者は、令和4年度以降1人のみでした。

第6期計画		時間／月			実人／月		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
見込値	居宅介護	1,008	1,026	1,044	56	57	58
	重度訪問介護	3	3	3	1	1	1
	同行援護	95	95	95	11	11	11
	行動援護	5	5	5	1	1	1
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実績値	居宅介護	871	925	833	52	61	57
	重度訪問介護	0	3	3	0	1	1
	同行援護	51	75	73	11	8	9
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

* 令和3年度、令和4年度は、各年度3月ひと月の実績
令和5年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

今後の見込量は、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、日常生活が少しずつ戻って来たことや障がいのある人の高齢化・重度化等への対応や住み慣れた地域社会で安心して暮らしたいと希望する障がいのある人が増加することが見込まれることから、サービスの増加を見込み算出しました。

第7期計画	時間／月			実人／月		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	951	1,075	1,214	69	77	85
重度訪問介護	5	10	10	1	2	2
同行援護	80	88	105	10	11	13
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	12	0	0	1

* 令和6年度～令和8年度ともに、ひと月の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

サービス見込量は、令和8年度に向けて増加する見込みですが、市内の居宅介護支援事業所等で必要なサービス提供量は確保されていると考えております。

しかしながら、訪問介護員の高齢化や、なり手不足も懸念されることか

ら、今後も引き続き、継続的にサービスが提供できるよう居宅介護事業所と連携を図り、訪問介護員の確保に努めます。

また、地域自立支援協議会等の場を利用して、訪問介護員や居宅介護事業所が相互に情報交換できるネットワークづくりも継続して進めます。

(2) 日中活動系サービス

【実績値と見込値】

日中活動系サービスの実績値としては、「生活介護」「療養介護」については、ほぼ見込量と同程度の伸びになっています。「就労移行支援」の実人数は、見込量と同程度でしたが、延べ利用日数が伸びず、1人あたりが、ひと月に利用する日数が減少しています。

その反面、「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」については、見込量を大幅に超えています。市内に事業所が新たに開設されたことや障がいのある人の働くことへの意欲向上、地域生活への移行が推進されたことに伴い「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」を利用する方が増加しています。

第6期計画		延入日/月			実人/月		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
見 込 値	生活介護	4,000	4,060	4,260	200	203	213
	自立訓練（機能訓練）	20	20	20	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	40	40	40	2	2	2
	就労移行支援	440	460	480	22	23	24
	就労継続支援（A型）	760	800	840	38	40	42
	就労継続支援（B型）	2,500	2,600	2,700	125	130	135
	就労定着支援	—	—	—	13	14	15
	療養介護	—	—	—	10	10	10
	短期入所（福祉型）	253	264	275	23	24	25
短期入所（医療型）	15	15	15	3	3	3	
実 績 値	生活介護	3,963	3,926	4,014	195	191	199
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	35	41	27	2	2	1
	就労移行支援	346	329	204	21	19	13
	就労継続継続（A型）	922	1,124	964	48	58	53
	就労継続継続（B型）	2,495	2,887	3,065	141	163	173
	就労定着支援	—	—	—	14	15	9
	療養介護	341	341	372	11	11	12
	短期入所（福祉型）	240	288	316	14	21	24
短期入所（医療型）	4	31	0	1	1	0	

* 令和3年度、令和4年度は、各年度3月ひと月の実績

令和5年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

日中活動系サービスは、障がいのある人の増加や地域生活への移行の推進により、さらに利用量が伸びると見込んでいます。

第7期計画	延人日／月			実人／月		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	4,309	4,350	4,410	210	212	215
うち強度行動障害	—	—	—	5	7	8
うち高次脳機能障害	—	—	—	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	—	—	—	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	41	57	57	2	3	3
就労選択支援	—	—	—	—	4	8
就労移行支援	340	382	475	20	22	25
就労継続継続（A型）	1,206	1,422	1,530	67	79	85
就労継続継続（B型）	3,009	3,115	3,145	170	176	185
就労定着支援	—	—	—	15	14	16
療養介護	—	—	—	12	12	12
短期入所（福祉型）	246	270	306	41	45	51
うち強度行動障害	—	—	—	4	6	7
うち高次脳機能障害	—	—	—	4	6	7
うち医療的ケアを必要とする者	—	—	—	0	0	0
短期入所（医療型）	9	9	12	2	2	3
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	—	—	—	0	0	0
重度障害者の生活介護	—	—	—	5	7	8
重度障害者の短期入所（福祉型）	—	—	—	4	6	7
重度障害者の短期入所（医療型）	—	—	—	0	0	0

* 令和6年度～令和8年度ともに、ひと月の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

市内には、生活介護事業所や就労移行支援、就労継続支援（B型）事業所が複数あり、現状では充足していると考えます。しかし、今後、障がいのある人の重度化や高齢化により、生活介護事業所の不足、医療的な支援が必要な人の活動する場がないことから、サービス提供量の不足が生じないよう事業所の増加に向けて協議を行います。

また、就労を希望する障がいのある人が、就労に向けた実践的な訓練を受け、段階的に就労を進め、かつ、就労定着を図ることのできる地域定着支援の活用や民間企業で働くことができる環境と、障がいについて理解が

得られる地域づくりを地域自立支援協議会と協力して行います。

(3) 居住支援・施設系サービス

【実績値と見込値】

施設から地域への移行を推進していくなかで、施設入所支援は、横ばいで推移しています。また、共同生活援助の利用については市内に事業所が増加したことにより見込量以上の利用となり、地域移行が進んでいることがうかがえますが、就労先や通院先が市外にあることなどから、共同生活援助も市外の事業所を選択する人が増加しています。

第6期計画		実人/月		
		3年度	4年度	5年度
見込値	自立生活援助	1	1	1
	精神障害者の自立生活援助	1	1	1
	共同生活援助	90	94	104
	精神障害者の共同生活援助	25	26	27
	施設入所支援	80	79	78
実績値	自立生活援助	0	0	1
	精神障害者の自立生活援助	0	0	0
	共同生活援助	101	113	116
	精神障害者の共同生活援助	31	37	41
	施設入所支援	80	80	81

* 令和3年度、令和4年度は、各年度3月ひと月の実績
令和5年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

国の基本指針である「施設入所者の地域生活への移行」を推進していくうえで、「施設入所支援」は、減少を見込んでいます。また、共同生活援助は、同様に基本指針を推進していくため、利用者の増加を見込んでいます。

第7期計画	実人／月		
	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	1	1	1
施設入所支援	82	80	78
共同生活援助	123	134	148
精神障害者の共同生活援助	39	42	46
重度障害者の共同生活援助	0	1	3
うち強度行動障害	0	1	2
うち高次脳機能障害	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	0	0	1

* 令和6年度～令和8年度ともに、ひと月の見込み

* 「精神障害者の自立生活援助」「精神障害者の共同生活援助」については、それぞれ「自立生活援助」「共同生活援助」で見込んだ数値のうち精神障害者の利用者数の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

居住支援・施設系サービスについては、国の基本指針で掲げている「施設入所者の地域生活への移行促進」から共同生活援助のサービス提供量の確保は重要となっています。

また、相談支援専門員やサービス管理責任者が、地域生活への移行を希望している施設入所している障がいのある人の意向を確認し、支障となっている要因や必要とする支援を含め把握し、地域移行支援や地域定着支援を活用し、安心して地域移行ができるような支援体制の確保も重要となっています。

市内でも共同生活援助（グループホーム）の事業所数は増加していますが、障がいのある人の生活の多様化が進み、就労先の近隣の共同生活援助を希望する等、希望場所は市内だけではないため、中核地域生活支援センター等と協力し、サービス提供量の拡充に努めます。

また、中核地域生活支援センター等と連携し共同生活援助等の新設の動向や運営などについての情報交換等を継続して行い、今後、高齢化・重度化した障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、適切なニーズの把握に努めます。

さらに、令和5年度には、日中サービス支援型指定共同生活援助（グループホーム）が市内に開設しました。これらは、重度化・高齢化した障がいのある人や強度の行動障がいがある人が、地域生活に移行することを目的としたもので、地域に開かれたサービスとして位置づけられているため、市町村協議会が実施状況を確認します。

また、県が令和3年4月に開始した「千葉県重度の強度行動障害のある人への支援システム」を活用し、さらなる地域生活移行・障がいのある人たちの生活の場の確保に努めます。

自立訓練等の推進により、一人暮らし等を希望する障がいのある人に向けた支援については、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、県が指定した居住支援法人と連携を推進します。

八街市が抱える課題としては、医療的ケアが必要な人を受け入れることができる事業所が市内にないことから、関係事業所と協議し、適切な医療的ケアニーズに対応できるように包括的な整備に努めます。

（４）相談支援

【実績値と見込値】

市内にある相談支援事業所が減少したものの、相談件数は、見込値に対して実績値が大幅に増加しました。

第6期計画		実人／月		
		3年度	4年度	5年度
見込値	計画相談支援	85	87	89
	地域移行支援	2	2	2
	精神障害者の地域移行支援	2	2	2
	精神障害者の地域定着支援	2	2	2
	千葉県が定めた本市の令和2年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う精神医療福祉体制の基盤整備（利用者数）	—	—	22
実績値	計画相談支援	124	170	118
	地域移行支援	0	1	0
	地域定着支援	0	0	0

*令和3年度、令和4年度は、各年度3月ひと月の実績
令和5年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

相談支援の今後の見込量は、障害福祉サービス利用者が増加していることからサービス利用計画作成も増加する見込みとしました。

また、施設入所者の地域移行をさらに進めるうえで、地域移行支援及び地域定着支援の利用も見込みました。

第7期計画	実人／月		
	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	125	130	135
地域移行支援	2	2	3
地域定着支援	1	1	2
精神障害者の地域移行支援	2	2	3
精神障害者の地域定着支援	1	1	2

* 令和6年度～令和8年度ともに、ひと月の見込み

* 「精神障害者の地域移行支援」「精神障害者の地域定着支援」については、それぞれ「地域移行支援」「地域定着支援」で見込んだ数値のうち精神障害者の利用者数の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

現在、市内にサービス等利用計画の作成を行う特定相談支援事業所は、5事業所あります。サービスの利用を検討する際、相談支援専門員が障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることが重要であるため、モニタリングを通してきめ細かい支援を提供するため、特定相談支援事業所、相談支援専門員の確保に努めます。

また、県等との連携や地域自立支援協議会「そうだん部会」において、専門性を高めるための研修や事例検討を含めた多職種間の連携を行います。

さらに、相談支援専門員の育成や質の向上のため、主任相談支援専門員を確保し、相談支援体制の充実、強化に努めます。

令和2年6月に官民協働で、基幹相談支援センターを設置しました。本市の場合、特定相談支援事業所と兼ねるため、障害福祉サービスの利用に繋がらない段階から相談に応じることができ、よりきめ細やかな対応が可能となっています。

今後も、官民の連携を図り、課題解決に向けて協議します。

(5) 障がい児支援

【見込値と実績値】

障害児相談支援に係る実績値は、見込値を大きく上回りました。

児童発達支援事業所、放課後等デイサービスについては、事業所数が増加したこともあり、実績値は大幅に増加しました。

保育所等訪問支援は、見込量には及びませんでした。

医療的コーディネーターについては、見込み以上に配置することができました。

第6期計画		延人日/月			実人/月		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
見込値	障害児相談支援	—	—	—	17	18	19
	児童発達支援	441	448	455	63	64	65
	医療型児童発達支援	4	4	4	1	1	1
	放課後等デイサービス	1,365	1,391	1,430	105	107	110
	保育所等訪問支援	4	5	6	4	5	6
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	—	—	—	1	1	1
実績値	障害児相談支援	—	—	—	40	72	49
	児童発達支援	469	714	637	66	81	83
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	1,473	2,046	2,147	122	158	162
	保育所等訪問支援	1	3	16	1	3	16
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	4	0	0	1
	医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	—	—	—	0	2	4

* 令和3年度、令和4年度は、各年度3月ひと月の実績
令和5年度は、10月ひと月の実績

【見込量】

障害児通所支援の今後の見込量については、障がいのある、またはあると思われる子どもが、年々増加傾向にあり、特に発達障がいの「グレーゾーン」の子どもが増えていることから、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用量についても増加する見込みとしています。

保育所等訪問支援事業所については、今後、早期の療育を実施していくために障がいのある子どもが通園する保育園等と関係の連携を強化していく必要があることからサービスの増加を見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については市内に事業所がないため、0としました。

第7期計画	延人日／月			実人／月		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援	—	—	—	48	54	62
児童発達支援	736	824	936	92	103	117
放課後等デイサービス	2,428	2,963	3,737	188	230	292
保育所等訪問支援	3	2	2	3	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	—	—	—	4	4	4

* 令和6年度～令和8年度ともに、ひと月の見込み

【サービス見込量確保のための方策】

市内では、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が増加しています。

障がい児支援については、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ち等の遅れを早期に発見し、療育につなげることができるよう、重層的な地域支援体制の構築が重要となります。障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用につなげるために障害児相談支援の活用を図ります。

また、支援の担い手が変わりやすい乳幼児期、児童期に一貫した支援を継続的に受けられるようにライフサポートファイルの活用を推進に取り組みます。また、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図ることにより、切れ目のない一貫した支援を提供するとともに、国の家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトに基づき、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、身近な地域で早い段階での支援ができるようサービス提供基盤の充実やサービス提供量の拡充をより一層、促進します。

また、地域自立支援協議会「こども部会」において、研修や情報交換を行うことにより、多職種間や各事業所間の連携を図り、支援者がより専門性を高められるよう人材育成を図ります。

第5章 地域生活支援事業

1 各年度における事業ごとの見込量及び実施に関する考え方

障害者総合支援法では、障がいのある人の地域生活をより効果的に支援するために、地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業を位置づけ、障害福祉サービスに加え、障がいのある人を総合的に支援することとしています。

この事業は、障がいのある人の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行うもので、様々な事業があります。

(1) 見込値と実績値の比較

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、意思疎通支援事業については、見込値どおりに実施することができました。

成年後見制度は、令和4年度までは、見込値どおりでしたが、令和5年度は、実績値が上回ります。

日常生活用具給付等事業では、品目により相違はありますが、概ね見込値のとおりでした。

手話奉仕員養成講座は、八街市、富里市、酒々井町の3市町による合同講座を実施し、令和3年度、令和4年度は、八街市を会場に行い、令和5年度、令和6年度は、酒々井町を会場として実施されています。

移動支援事業では、利用者数は、見込値どおりでしたが、利用時間数にはばらつきが見られました。

地域活動支援センターは、近隣市に所在する地域活動支援センター3か所を利用していますが、見込値を上回っています。

【見込値と実績値】

	単位	見込値			実績値		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	7	7	8	5	5	5
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居者等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実人／年	2	2	2	2	2	5
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	実人／年	12	12	12	12	8	10
要約筆記者派遣事業	実人／年	2	2	2	3	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数／月	1	1	1	1	1	2
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援事業	件／年	3	3	3	15	4	3
自立生活支援用具	件／年	13	14	15	15	19	6
在宅療養等支援用具	件／年	15	15	15	3	6	12
情報・意思疎通支援用具	件／年	10	10	10	7	11	8
排泄管理支援用具	件／年	1,950	2,030	2,120	2,035	2,025	2,023
居住生活動作補助用具	件／年	0	0	0	0	2	0
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了 見込者数	3	5	1	1	0	3
移動支援事業	実人／年	18 (128)	18 (128)	18 (128)	16 (108)	14 (131)	19 (142)
	時間／年	850	850	850	1,125	864	1,226
地域活動支援センター	か所	2	2	2	3	3	3
	実利用者見込数 ／年	3	3	3	12	15	16

* 令和5年度については、実績に見込みを加えています。
必須事業のみ掲載しています。

	単位	実績値			見込値		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	6
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居者等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実人／年	2	2	5	2	2	3
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	実人／年	12	8	10	13	13	13
要約筆記者派遣事業	実人／年	3	2	2	3	3	3
手話通訳者設置事業	設置者数／月	1	1	2	2	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実人／年	-	-	-	-	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援事業	件／年	15	4	3	3	3	3
自立生活支援用具	件／年	15	19	6	15	15	16
在宅療養等支援用具	件／年	3	6	12	15	15	16
情報・意思疎通支援用具	件／年	7	11	8	11	11	12
排泄管理支援用具	件／年	2,035	2,025	2,023	2,200	2,280	2,360
居住生活動作補助用具	件／年	0	2	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込者数	1	0	3	1	0	1
移動支援事業	実人／年	16 (108)	14 (131)	19 (142)	20 (140)	21 (147)	22 (154)
	時間／年	1,125	864	1,226	1,400	1,470	1,540
地域活動支援センター	か所	3	3	3	3	3	3
	実利用者見込数／年	12	15	16	15	16	17

必須事業のみ掲載しています。

2 サービス見込量・見込量確保のための方策

地域生活支援事業の今後の見込量は、障がい者数の増加や令和3年度から令和5年度の実績値をもとに、全体的に現状を維持しながら微増を見込んでいます。

(1) 理解促進研修・啓発事業等

地域住民を対象にして障がいのある人への理解や偏見・差別解消を図るための研修・啓発を行います。また、地域自立支援協議会と連携し、研修会などを継続して行うことで理解を深めます。

自発的活動支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するもので、市民協働の観点からも具体的な支援について研究します。

成年後見制度法人後見支援事業は、後見業務を適正に行うことができる法人を育成する研修等を実施し支援するものです。また、成年後見制度市民後見支援事業のあり方について検討します。

(2) 相談支援事業

障がいのある人からの様々な相談に対して、適切な障害福祉サービスや関係機関に繋げて支援していくことが重要です。

市の相談窓口のほか、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所は増加しています。地域自立支援協議会を通じ、各事業所の相談支援員のネットワークづくりや質の向上に努めます。

(3) 意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は、千葉県聴覚障害者協会に委託して実施していますが、市内の手話通訳者や要約筆記者の登録者が少ない状況であるため、意思疎通支援の担い手の養成、確保の促進を図ります。

平成27年度から実施しています3市町による広域での手話通訳者養成研修については、今後も継続し実施していきます。

要約筆記者・失語症者向け意思疎通支援者養成については、千葉県聴覚障害者協会・千葉県と連携を図り進めます。

また、手話通訳者設置事業についても継続して制度を維持します。

さらに、令和5年度から失語症カフェを実施し、失語症の方が会話を楽し

んだり、支援者と交流する機会の提供に努めています。

(4) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図ることを目的として、必要とする方に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

今後も日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、障がいのある人の実情に合わせて適正な運用を図ります。

(5) 移動支援事業

知的・精神障がいのある人が外出する際の移動支援を行っています。現状では、サービスの提供量は確保されているものと考えていますが、今後も障がいのある人の外出支援を促進するとともに、移動支援従事者の養成も支援します。

(6) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

市内には地域活動支援センターの事業所はありませんが、近隣市の事業所の利用によりサービスの提供量は確保できる見込みとしています。引き続き本市の利用者が地域活動支援センターを円滑に利用できるよう支援します。

(7) その他の地域生活支援事業

関係機関と連携し、障がいのある人が、個々の能力や適性に応じて自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援に努めます。

第3編

計画の円滑な推進に向けて

第1章 円滑なサービス提供体制の確立

第1章 円滑なサービス提供体制の確立

1 連携体制の確立

(1) 市民や関係団体等と行政との連携

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、利用者本位によるサービス提供や家族等への支援など適切なサービス提供体制を確立することが必要です。相談支援事業所はもとより中核地域生活支援センターや障害者就労・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会などの関係機関の連携の強化を図ります。

また、「出前講座」の開催や広報等による啓発活動や民生委員との連携を図ることにより地域での「共助」を支援しています。

(2) 県及び障害保健福祉圏域市町との連携・調整

県では地域の保健医療の広域的・専門的かつ技術的拠点として16の圏域を障害保健福祉圏域として設定しており、本市は、成田市・佐倉市・四街道市・印西市・富里市・酒々井町・白井市・栄町の9市町を管轄とする「印旛圏域」に属します。

圏域において行われる中核地域生活支援センターや地域活動支援センターI型、就労・生活支援などの広域的に推進する事業の効率的、効果的に提供する体制を整えるため、県をはじめ、近隣市町村等とも連携を図り調整を進めます。

(3) 災害時における支援と地域連携

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人などの「避難行動要支援者名簿」の作成・活用、さらに「個別計画」の策定を行い、災害発生時の安否確認や情報伝達、避難誘導などの支援体制の確立に努めます。

また、ヘルプカード・ヘルプマークも活用し、障がい等のある方が、安全に避難するための支援や障がい特性に対応した避難場所での生活の支援をします。災害情報等の伝達や避難等の手助けは、地域の方々の支援（共助）が必要かつ重要です。避難等の支援が地域で円滑に行われるよう、区（自治会）や自主防災組織等の協力を仰ぎ、社会福祉協議会、佐倉市八街市酒々井町消防組合、

千葉県警察、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を図ります。

(4) 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるために障害福祉サービスを利用している障がいのある人全てに計画相談支援によるケアマネジメント制度が導入されています。

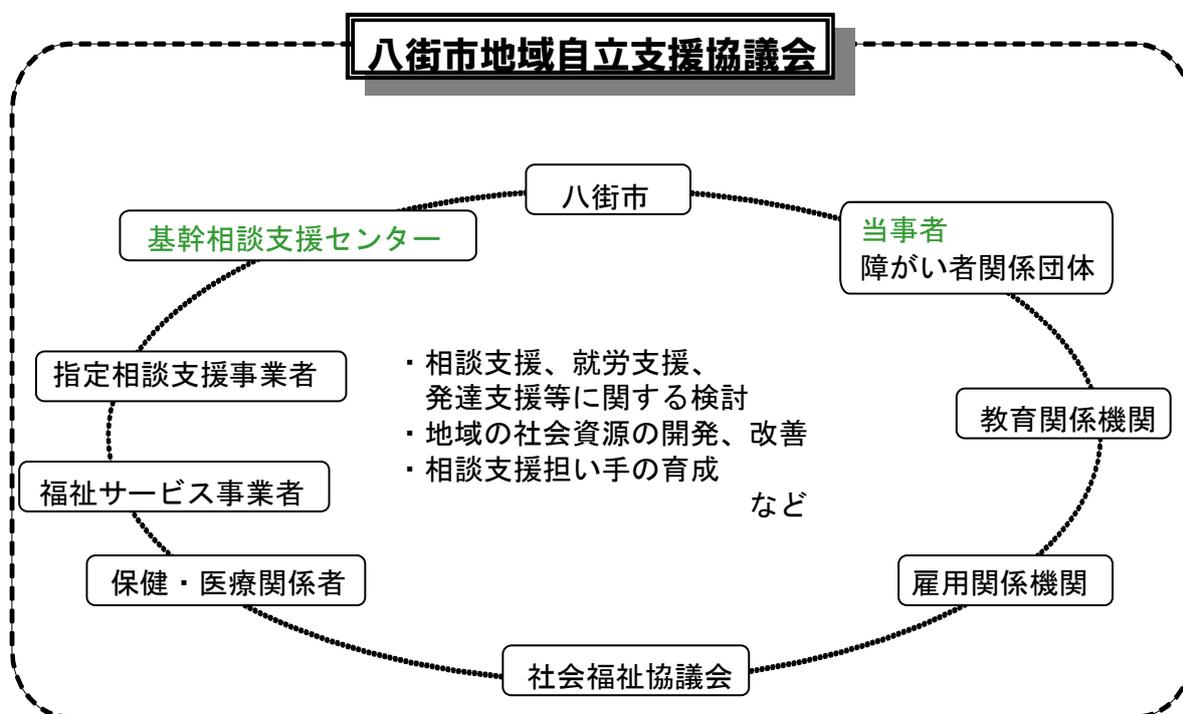
しかし、障害福祉サービスだけでなく、障がい者雇用や教育、医療など障がいのある人を取り巻く様々な分野において支援を充実していくため、様々な関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

市では、障がい者支援に関するこうしたネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「八街市地域自立支援協議会」を設置しています。

この協議会では、関係機関との連絡・調整をはじめ、将来の相談支援を担う人材の育成をテーマとした協議・検討を行っています。

また、「おとな部会」「こども部会」「そうだん部会」「暮らし部会」を適時開催することにより、それぞれの部会に関連する現状や課題を把握するとともに情報交換を行い、さまざまな相談に対して、的確な支援が図れるよう取り組んでいます。

今後も、更なる幅広い分野からの参加を確保し本協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。



2 情報提供体制の拡充

(1) 情報提供の充実

障害福祉サービスや手当などをはじめとする障がいのある人に関係する各種制度の情報提供に努めるとともに、国や県、先進市町村などの新たな制度や事例など様々な情報収集に努めます。また、義足や人工関節を使用している方、視覚及び聴覚障がいの方、内部障がいや難病の方など外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が周囲の方に自身の障がい等の支援や配慮を知らせることができる「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の周知・普及に努め、これらを必要としている人の存在や障がいの理解を広めます。

(2) 情報提供による事業者支援の充実

サービス提供に関して、サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした研修会などの情報提供や支援を行います。また、多様な事業者の参入促進を図るために広く情報提供を行います。

3 高齢期移行に伴う支援の方向性

本市の高齢化は進行しており、障がいのある人も高齢化が進んでいます。こうしたことから、高齢期を迎えた障がいのある人に対する支援のあり方も重要な課題となります。

現行制度においては、高齢期を迎えた障がいのある人は、介護保険が優先適用となることから、障害福祉サービスから介護保険サービスへの切り替えが必要となります。

しかし、障害福祉と介護保険では支援の内容や基準、給付水準なども異なることから、介護保険の支給限度を超える部分や介護保険にはないサービスは障害福祉サービスを利用することとなります。

国は、平成30年に「地域共生社会」の実現に向けて、「我が事・丸ごと」において、介護保険制度、障害福祉制度に「共生サービス」を創設し、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする改正を行いました。

た。このことから、高齢期移行がスムーズに行えるようになりました。

本市においても、介護保険制度や障害福祉制度の見直しなどにおける国や県の動向に注視し、円滑に利用できるよう関係機関と連携を図ります。

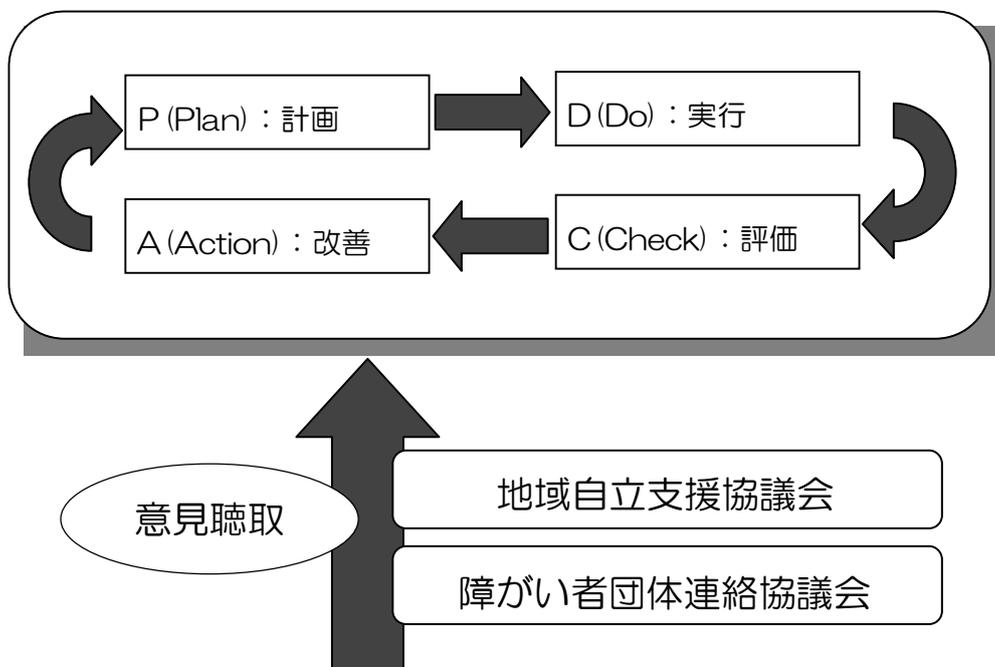
4 点検及び評価体制

計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが重要となります。

そこで、地域自立支援協議会や障がい者団体連絡協議会に随時意見を聞きながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行い、目標達成に向けての取り組みを進めていきます。また、その結果については、ホームページなどに公開をしていきます。

計画のPDCAサイクル



資料編

資料編

1 策定経過

日程	会議名等	内容
令和4年10月11日～11月4日	当事者へのアンケート実施	
令和4年10月15日～10月31日	八街市障害者施策推進協議会委員公募	
令和4年12月1日～12月31日	障害福祉計画に係るWebアンケート実施	
令和5年5月13日	当事者団体ヒアリング①	八街市身体障害者福祉会
令和5年5月14日	当事者団体ヒアリング②	八街市聴覚障がい者協会
令和5年5月16日	当事者団体ヒアリング③	八街市視覚障害者団体 あおば会 八街市手をつなぐ親の会 ダウン症のある子と親の会 ジュピター 親子をサポートする会 ゆめみらい 八街市精神障害者家族会 きんもくせい
令和5年12月12日	第1回八街市障害者福祉計画策定委員会 第1回八街市障害者福祉計画策定研究会	
令和6年1月11日	第1回八街市障害者施策推進協議会	
令和6年1月18日～2月19日	パブリックコメントの実施	
令和6年1月19日	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課に意見照会	
令和6年2月9日	八街市自立支援協議会に意見照会	
令和6年2月22日	第2回八街市障害者福祉計画策定研究会	
令和6年3月7日	第2回八街市障害者福祉計画策定委員会	
令和6年3月21日	第2回八街市障害者施策推進協議会	諮問・答申

2 八街市障がい者施策推進協議会

(1) 八街市障害者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく八街市障害者基本計画（以下「障害者計画」という。）を策定するため、八街市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 削除
- (2) 医師
- (3) 歯科医師
- (4) 保健所の職員
- (5) 教育委員会の委員
- (6) 国民健康保険運営協議会の委員
- (7) 健康づくり推進協議会の委員
- (8) 社会福祉協議会の会長
- (9) 身体障害者相談員
- (10) 知的障害者相談員
- (11) 障害者関係団体の代表者
- (12) その他市長が必要と認めた者

3 市長は、諮問の都度委員を委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(2) 八街市障がい者施策推進協議会委員名簿

	所 属 等	氏 名
1	医師（印旛市郡医師会八街地区）	遠藤 哲也
2	歯科医師（印旛郡市歯科医師会八街地区）	佐藤 則子
3	薬剤師（八街市薬剤師会）	丸本 暢雄
4	千葉県印旛健康福祉センター（印旛保健所地域保健福祉課）	秋山 恵子
5	八街市教育委員会	山田 良子
6	八街市国民健康保険運営協議会・八街市社会福祉協議会	石毛 勝
7	八街市健康づくり推進協議会	橋本 美枝
8	身体障害者相談員	遠藤 愛子
9	知的障害者相談員・親子をサポートする会 ゆめみらい	會田 直美
10	ダウン症のある子と親の会ジュピター(八街事務局)	長谷川 美子
11	八街市手をつなぐ親の会	鈴木 みどり
12	八街市聴覚障がい者協会	門澤 実
13	きんもくせいのかい	橋場 祥子
14	八街市民生委員児童委員協議会会長	辻 節夫
15	八街市ボランティア連絡協議会	合屋 あさえ
16	南八街病院	中塚 智子
17	自立支援協議会（おとな部会）	井手 一茂
18	自立支援協議会（こども部会）	濱田 真史
19	自立支援協議会（そうだん部会）	永井 貴之
20	自立支援協議会（くらし部会）	山本 樹
21	一般公募	武藤 紀子
22	八街市社会福祉協議会	狛 義和
23	コスモ・ヴィレッジ	成田 覚

3 八街市障がい福祉計画策定委員会

(1)八街市障害福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 八街市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、八街市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、福祉部長の職にある者がその職務を代理する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、福祉計画の企画及び立案の方向づけをし、次条に規定する研究会から提出された素案を基に、福祉計画の計画案を策定し、市長に提出するものとする。

(研究会)

第4条 委員会の下に研究会を設置し、別表第2に掲げる各所属から選出された者をもって組織する。

2 研究会に班長を置き、福祉部障がい福祉課長をもって充てる。

3 班長に事故あるときは、班長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(研究会の任務)

第5条 研究会は、福祉計画の策定に係る全庁的な連絡調整に当たるとともに、各部門別の政策課題に応じ、福祉計画の策定に関する調査及び検討を行い、素案を作成し、委員会に提出するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び研究会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1(第2条第1項)

副市長
教育長
総務部長
市民部長
福祉部長
健康子ども部長
経済環境部長
建設部長
教育部長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部市民協働推進課長
福祉部社会福祉課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
福祉部つくし園長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部健康増進課長

別表第2(第4条第1項)

総務部企画政策課
総務部財政課
総務部市民協働推進課
福祉部社会福祉課
福祉部障がい福祉課
福祉部高齢者福祉課
福祉部つくし園
健康子ども部子育て支援課
健康子ども部健康増進課

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、意向や要望、地域の福祉サービス等の課題の把握を行うことを目的に、市内在住の障がいのある人及び難病療養者を対象として、郵送によりアンケート調査を実施しました。

■調査の実施時期…令和4年10月11日から令和4年11月4日

■調査方法…郵送配布・郵送回収

■調査対象者及び配布・回収数及び有効回答率

(単位：人)

		身体 (*)	知的 (*)	精神 (*)	難病 (*)	合計
	手帳等所持者数	2, 239	771	2, 091	391	5, 492
	調査対象者	1, 188	410	695	207	2, 500
	有効回答数 (%)	471 (39.6%)	123 (30.0%)	233 (33.5%)	106 (51.2%)	933 (37.3%)
性別	男性	242	77	97	45	461
	女性	222	44	135	60	461
	無回答	7	2	1	1	11
年齢	70歳以上	120	0	0	0	120
	60歳	119	0	18	32	169
	50歳	107	0	30	27	164
	40歳	60	4	37	9	110
	30歳	17	3	40	11	71
	20歳	10	11	30	11	62
	10歳	8	49	11	7	75
	10歳未満	15	50	3	5	73
	わからない	2	1	16	3	22
	無回答	13	5	48	1	67

身体 (*) …身体障害者手帳所持者

知的 (*) …療育手帳所持者

精神 (*) …精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療（精神通院）受給者証所持者

難病 (*) …難病療養者見舞金受給者

(2) 調査結果の概要

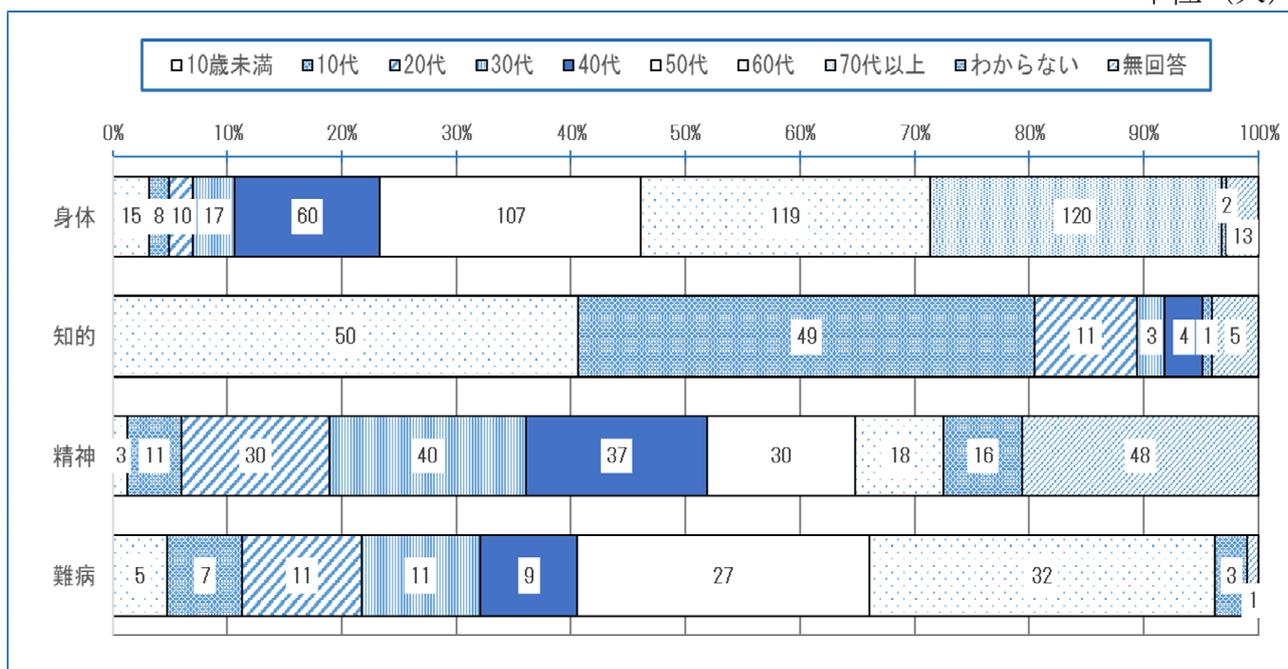
《1. 障害者手帳等取得年齢》

・手帳を取得した年齢は、身体障がいのある人では「60代」が25.3%、「70代以上」が25.5%、知的障がいのある人では「10歳未満」が40.7%、「10代」が39.8%、精神障がいのある人では「30代」が17.2%、「40代」が15.9%、難病療養者では「60代」が25.5%、「70代以上」30.2%占めています。

・身体障がいのある人は、「50代」から「70代」で身体障害者手帳を取得する傾向が強く、知的障がいのある方は80.5%の方が「10代」までに療育手帳所持者を取得しています。これらは前回のアンケート（令和元年10月～11月実施）の結果と大差はない一方で、精神障がいのある人は、「50代」が12.8%→15.9%、「60代」が7.1%→12.9%と上がっており、年齢を問わず、精神障がいを抱える人が増えていることが分かります。

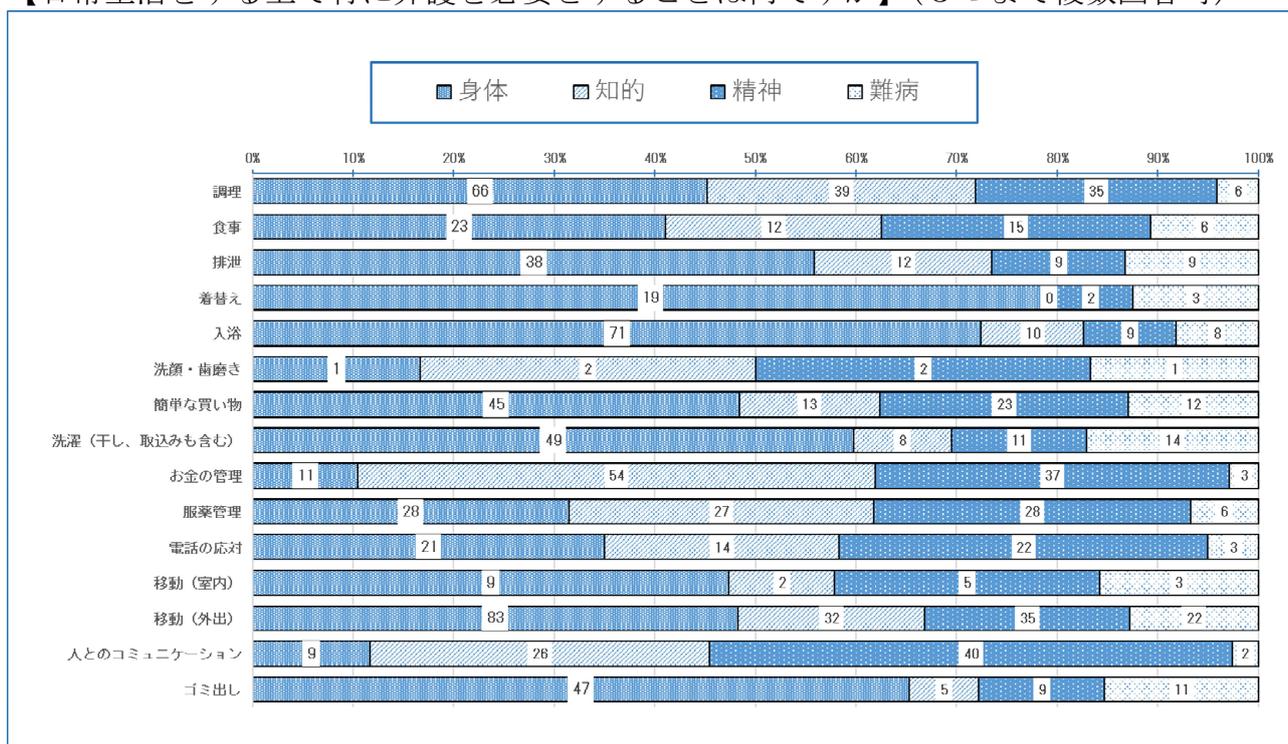
【手帳を取得したのは何歳ごろですか】

単位（人）



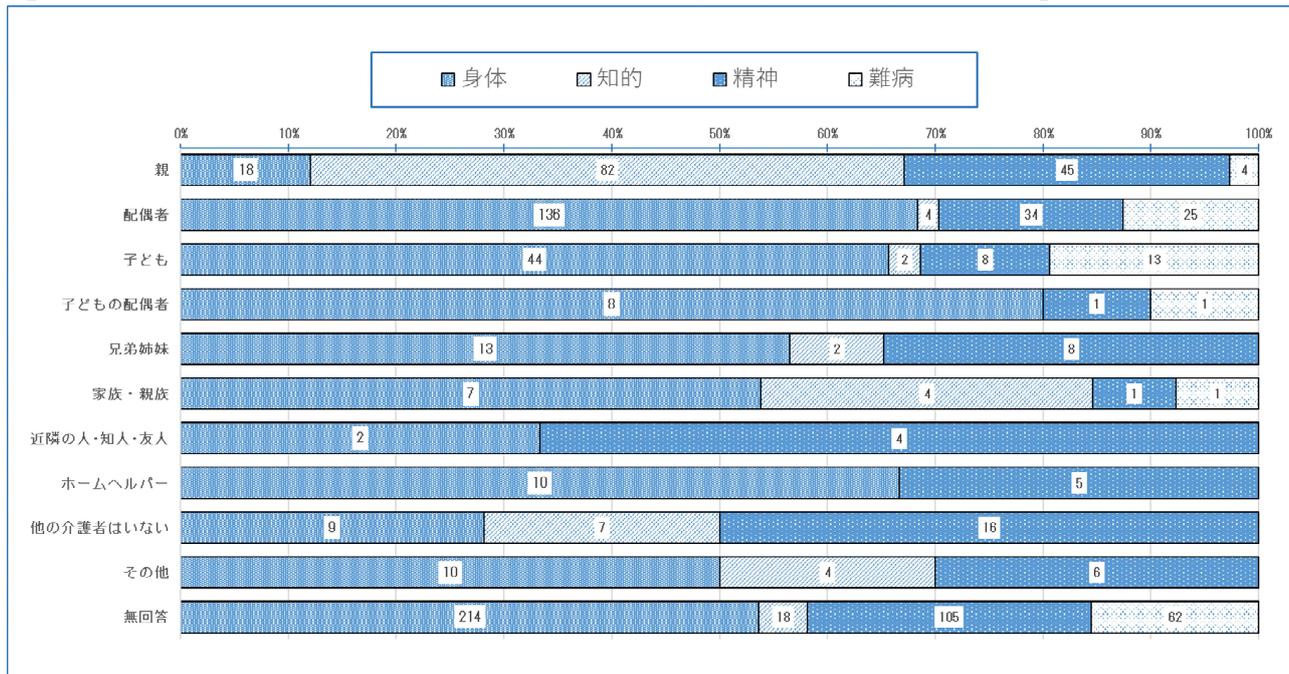
《2. 日常生活》

【日常生活をする上で特に介護を必要とすることは何ですか】（3つまで複数回答可）



・身体に障がいがある人や難病で療養されている人は、特に「着替え」や「洗濯」、「ゴミ出し」といった日常生活に不可欠な動作に対して支援を、また、知的障がいのある人や精神障がいのある人は「お金の管理」や「人とのコミュニケーション」に支援を必要としていることが分かります。

【日常生活で介護の必要がある場合、主に介護をするのはどなたですか】



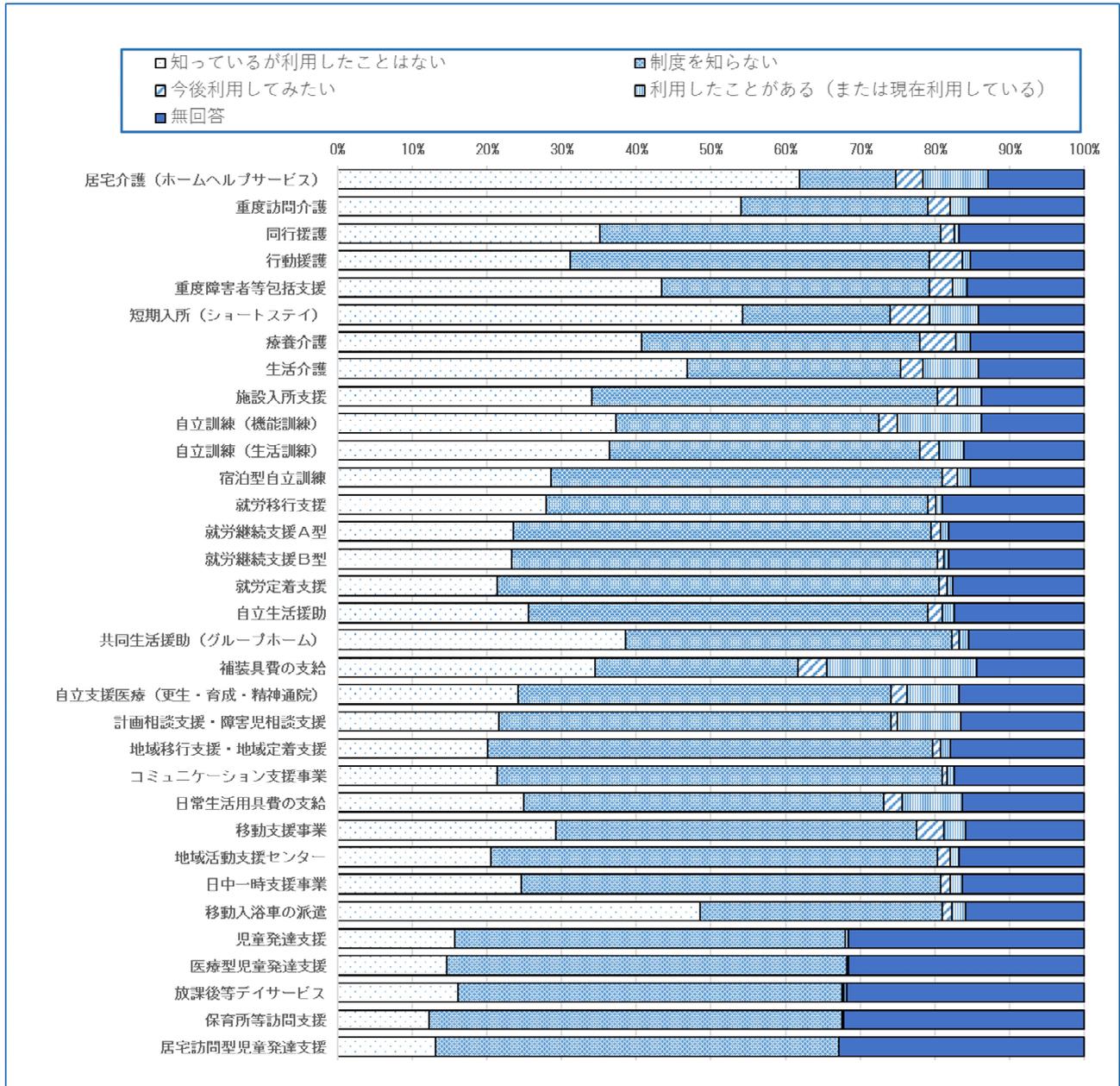
・日常生活の主な介護者は、身体障がいのある人や難病で療養されている人は、「配偶者」が最も多く、特に知的障がいのある人の介護者が「親」と答えた人が、ほかの選択肢と比較して66.7%と大部分を占めています。

・さらに、介護をする上での問題や悩みについては、「精神的な負担が大きい」という意見が全ての障がいにおいて最も多く、続けて「長期的な外出ができない」「身体的な負担が大きい」等の悩みがあることが分かりました。また、知的障がいのある人や精神障がいのある人は、「何かあった時に相談や世話を頼める人がいない」という回答も多く挙げられました。

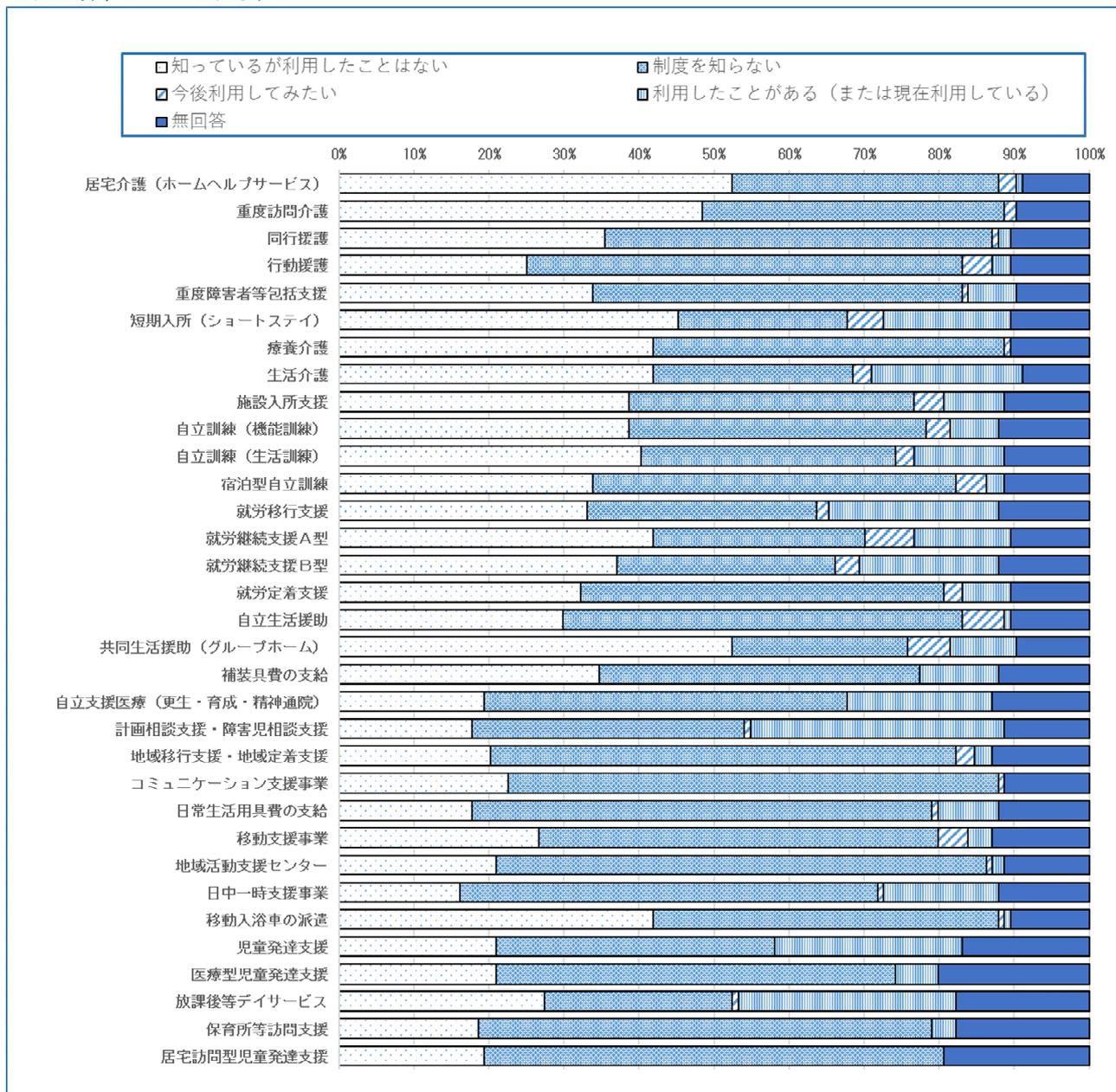
《3. 障害福祉サービスの利用状況》

- 身体障がいのある人は、「補装具費の支給」、「自立訓練（機能訓練）」、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」、「短期入所（ショートステイ）」の利用あるいは利用希望が多くなっています。
- 知的障がいのある人は、「短期入所（ショートステイ）」、「生活介護」、「日中一時支援」、「共同生活援助（グループホーム）」の利用あるいは利用希望が多くなっています。
前回のアンケートでは「就労継続支援B型」の利用希望が多かったのに対し、今回は「就労継続支援A型」の利用希望が多くなっています。また、児童のサービスの利用希望は、成人のサービスより多くなっています。
- 精神障がいのある人は、「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」、「自立訓練（生活訓練）」のほか、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」といった就労に関連するサービスの利用あるいは利用希望が多くなっています。
- 難病で療養されている人は、「自立訓練（機能訓練）」、「日常生活用具費の支給」、「補装具の支給」、「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」の利用あるいは利用希望が多くなっています。

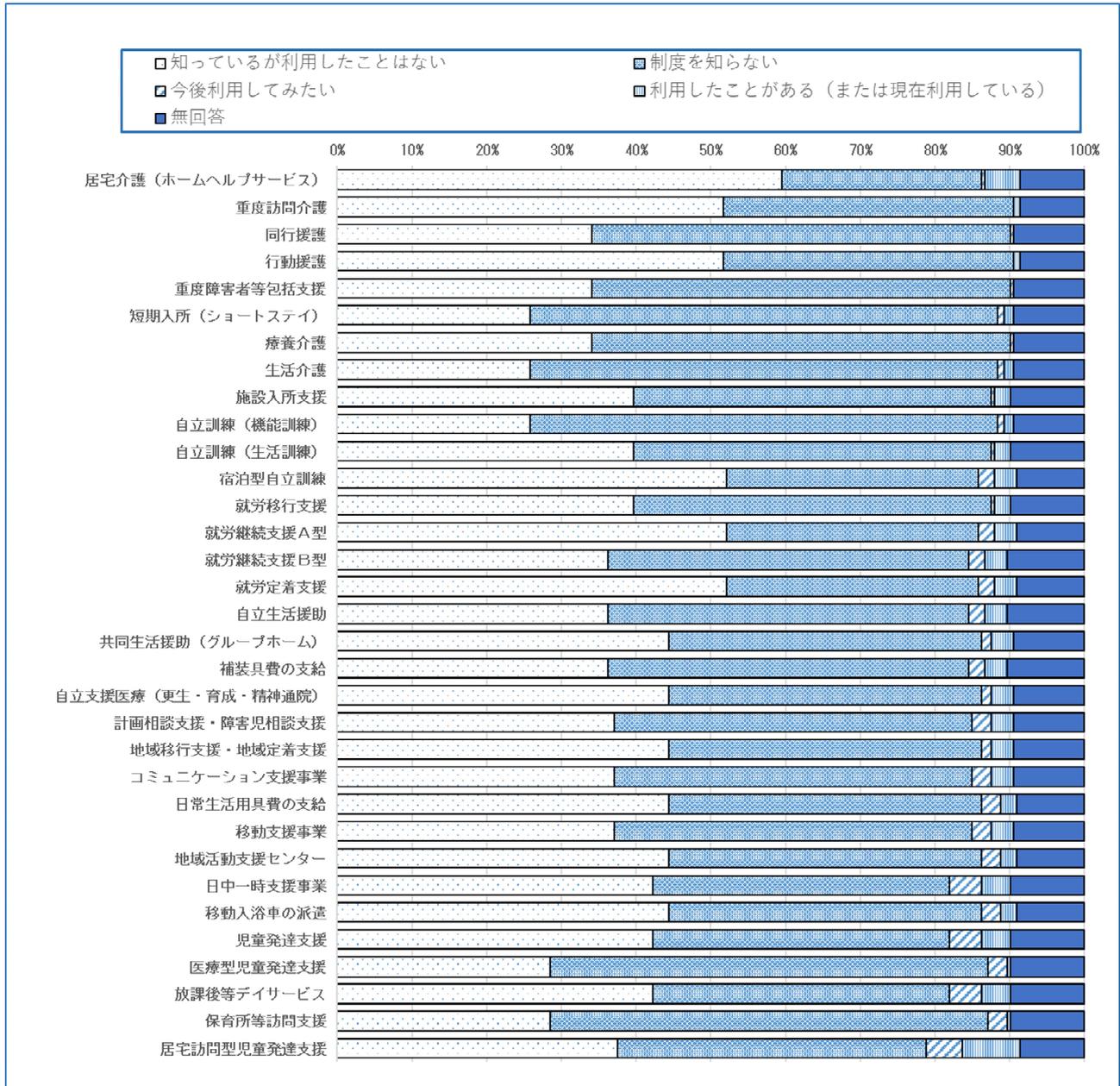
・身体障がいのある人



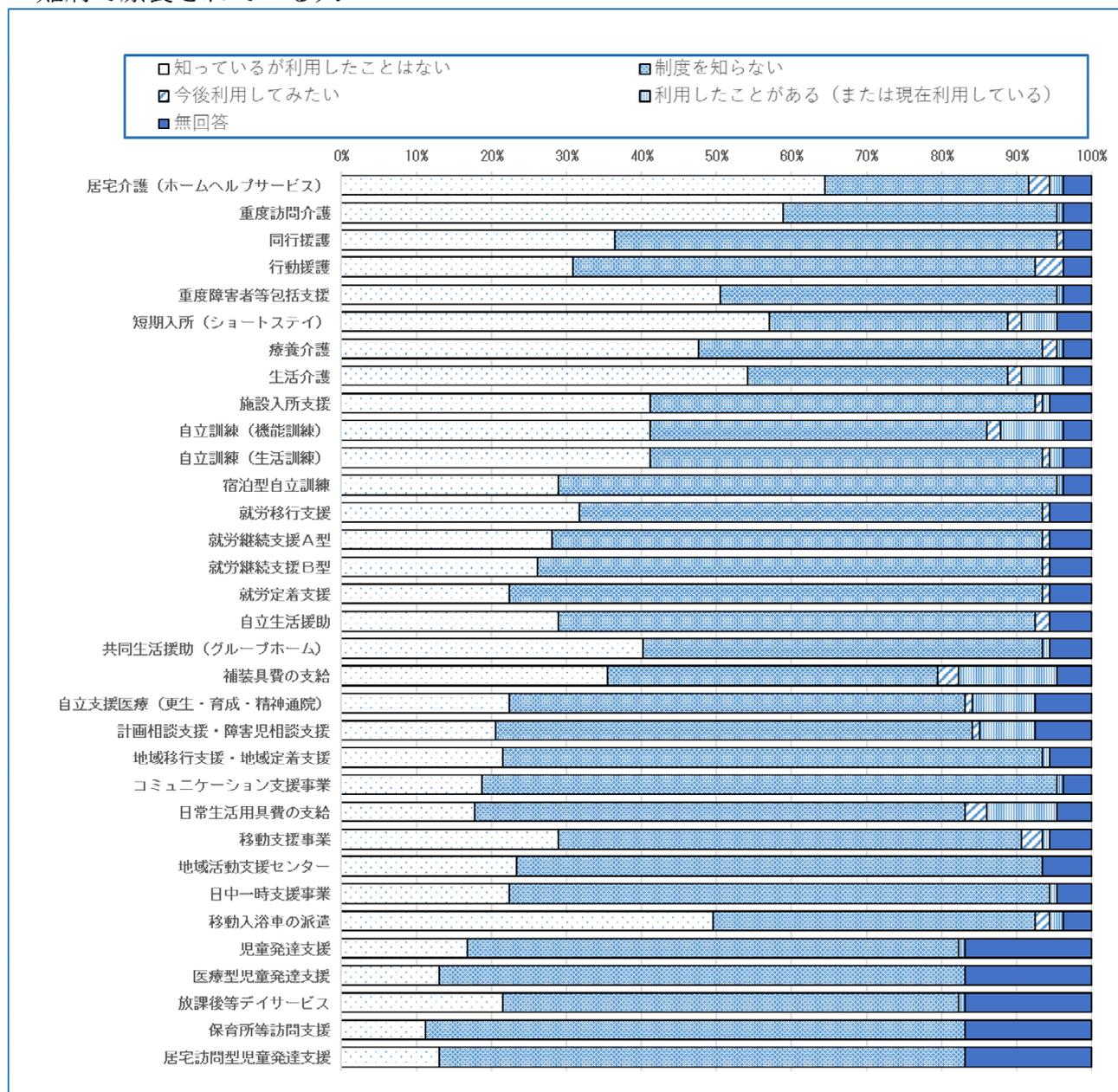
・知的障がいのある人



・精神障がいのある人



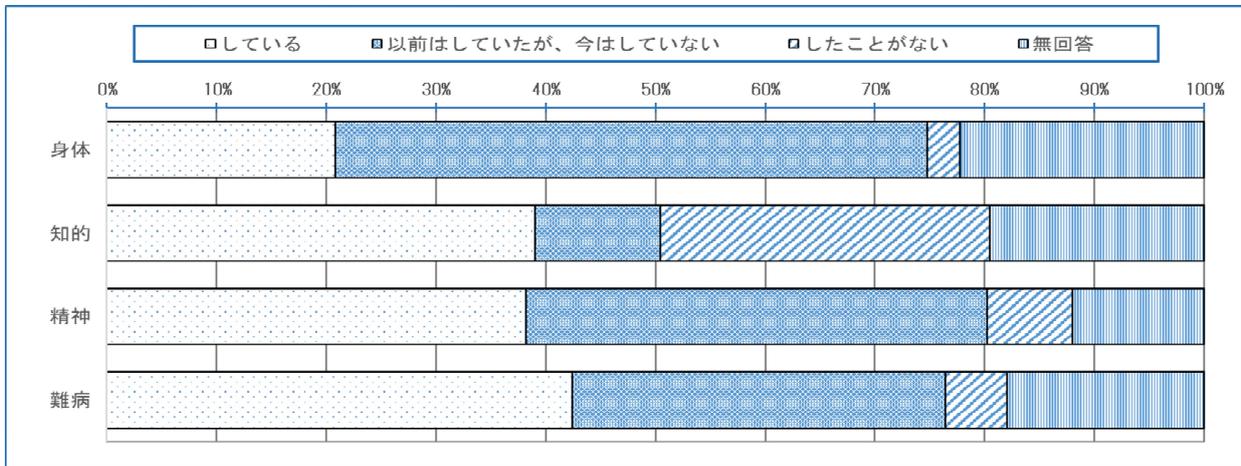
・難病で療養されている人



《4. 就労について》

- ・就労状況については、「働いている」割合は身体障がいのある人で20.8%、知的障がいのある人で39.0%、精神障がいのある人で38.0%、難病療養者で42.5%となっており、前回のアンケート結果と比べてほぼ変わりませんでした。
- ・働いている知的障がいのある人の43.2%は、就労支援事業所等の福祉的就労となっています。
- ・「以前は仕事をしていましたが、今はしていない」の割合は、身体障がいのある人は53.9%と最も高く、次いで精神障がいのある人が42.1%、難病療養者は34.0%となっています。
- ・「障がいのある人の就業を促進するためどのようなことを希望されますか」の問いに、「経営者、従業員の理解」を多くの方が希望しています。

【現在、仕事をしていますか？】



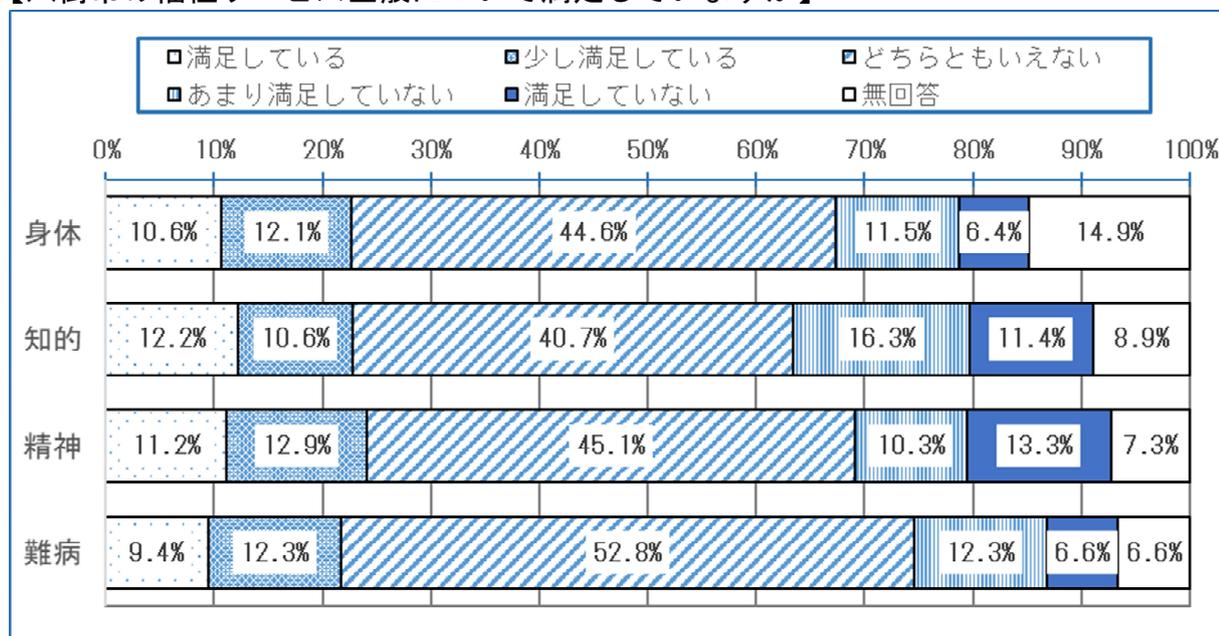
【障がいのある人の就業を促進するためにどのようなことを希望されますか】

	身体	知的	精神	難病
経営者の理解	21.58%	18.69%	19.24%	22.63%
従業員の理解	19.41%	18.69%	19.60%	18.98%
行政の民間企業指導	8.51%	7.07%	7.26%	10.22%
職業訓練施設の増設	3.96%	7.07%	5.63%	4.38%
福祉サービス（就労継続支援）施設の増設	6.73%	10.10%	8.71%	9.49%
職業斡旋窓口の充実	7.13%	7.58%	5.99%	5.84%
職業相談窓口の充実	7.33%	6.57%	7.44%	6.57%
民間企業の雇用努力	7.92%	6.06%	7.80%	8.76%
雇用未達成企業の罰則強化	1.98%	3.54%	3.63%	2.19%
ジョブコーチの充実	3.96%	11.62%	8.35%	6.57%
特にない	9.90%	2.53%	5.26%	4.38%
その他	0.20%	0.00%	0.00%	0.00%

《5. 将来》

・八街市の福祉サービス全般について、「満足している」あるいは「少し満足している」と答えた人は、身体障がいのある人で22.7%、知的障がいのある人で22.8%、精神障がいのある人で24.0%、難病療養者で21.7%となっています。

【八街市の福祉サービス全般について満足していますか】



【今後、八街市がどのような取り組みをしていく必要があると思われますか】 単位 (%)

	身体	知的	精神	難病
在宅福祉サービスの充実（ホームヘルプ、入浴、外出支援等）	27.0	16.3	24.9	35.8
在宅の配食サービスの実施（食事を家庭まで届ける）	29.3	21.1	28.8	26.4
入所施設の整備	23.1	37.4	19.3	24.5
短期入所施設の整備	15.5	26.0	15.0	16.0
通所施設の整備	13.2	26.0	15.5	17.9
保健・医療サービスの充実（検診、専門的な機能回復訓練、訪問診療・看護、訪問指導等）	26.1	23.6	24.9	30.2
住宅の整備・改造のための支援	21.7	17.1	26.2	33.0
地域で生活できる住宅の整備（グループホーム等）	7.9	34.1	15.5	10.4
暮らしやすい街づくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示等）	35.7	42.3	40.8	40.6
療育・保育・教育の質の向上	10.6	19.5	20.6	12.3
働く機会の充実（職業訓練の実施、働く場の確保等）	9.3	28.5	31.8	14.2
一般企業以外での就労の場（福祉サービス（就労継続支援事業所）等）	7.2	24.4	18.9	7.5
地域での活動や余暇活動への参加のためのしくみづくり	8.3	17.1	13.7	11.3
相談体制の充実（生活相談、療育相談、職業相談等）	13.0	25.2	27.9	18.9
経済的な援助の充実（医療費の補助、福祉手当・年金の拡充等）	34.8	40.7	41.6	48.1
情報通信分野の充実（パソコンの貸与、情報通信ネットワークの構築、公衆ファックス等）	8.1	4.9	17.2	7.5
障がい者についての地域の人の理解を深めるための活動（福祉教育等）	12.5	31.7	24.9	10.4
ボランティアの育成	10.2	15.4	11.6	10.4
財産管理の援助（財産保全サービス、成年後見制度等）	5.1	20.3	9.9	1.9
災害時における避難誘導體制の確立	21.7	29.3	26.2	17.0
障がい者との地域や国際交流	4.0	10.6	9.9	3.8
障がい者団体の自立活動に対する行政の支援	7.0	19.5	21.5	2.8
ひきこもりに対する行政の支援	6.8	12.2	24.9	7.5
性の多様性(LGBTQ)に対する行政の支援	3.6	5.7	9.9	2.8
依存症に対する行政の支援	1.9	5.7	14.2	1.9
医療的ケア児に対する行政の支援	5.5	11.4	11.2	6.6
バスなどの公共交通の利用を周知し、乗りやすいバスやバス停留所の整備	37.4	42.3	42.9	35.8
特にない	11.3	8.9	15.9	7.5
その他	4.5	3.3	7.3	7.5

・「今後、八街市がどのような取り組みをしていく必要があると思われますか」の問いに、「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充等）」、「バスなどの公共交通の利用を周知し、乗りやすいバスやバス停留所の整備」、「暮らしやすい街づくり（道路の段差解消等）」を多くの方が挙げています。

5 用語集

【あ行】

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。

■医療保護入院

入院を必要とする精神障がい者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院（本人の同意があること）を行う状態にない者。他に、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障がい者を入院させる措置入院がある。

■インクルージョン

「障がいがあっても地域で地域の資源を活用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。地域社会はさまざまな人によって構成されることが自然であり、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会のあり方を示している。

【か行】

■介護保険

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする方等について、必要な介護サービスを提供する社会保険制度。保険者は市町村であり、40歳以上の方が加入する。

■基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、①総合相談 ②地域の相談支援体制の強化の取り組み ③地域移行・地域定着 ④権利擁護、虐待防止 ⑤地域自立支援協議会の運営を行う。

■共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの訓練等給付の一つ。世話人が、調理や洗濯などの家事の手伝いを行いながら、共同生活を行う。また、食事や入浴などの介助・介護を必要とする人に、それらの介護やその他日常生活上の援助を提供する。

■共同生活介護（ケアホーム）

共同生活住居にて、主として夜間において入浴、排せつ、及び食事等の介護や日常生活に必要な相談や世話を行うサービス。→平成26（2014）年から共同生活援助（グループホーム）に一元化

■ ケアマネジメント

①保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケースマネジメント。

②介護保険制度下で、個別の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

【さ行】

■ 災害時避難行動要支援者

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

■ サピエ

視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字、デージーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。

■ 支援費制度

障がいのある人がサービスを選択し、施設・事業者と対等な立場での契約に基づきサービスを利用する制度。

■ 市町村協議会

障がいのある人の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域の支援体制やサービス基盤の整備を推進する役目を担っている。

■ 失語症

脳血管疾患や交通事故等の頭部外傷による脳の損傷によって言語を操る脳の領域が損傷し、話すことのみならず、聞いて理解すること、書くこと、読むことが困難となり、症状や重症度は人によって異なる。

■ 自閉症

→発達障害を参照。

■ 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

■ 自立支援医療

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの支援給付の一つ。障がいのある人や子どもが、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を、指定自立支援医療機関から受けるもの。「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」の3つがある。

■自立支援給付

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、相談支援からなる。

■成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）の契約、遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。後見には後見・保佐・補助の3種類がある。

【た行】

■地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域のシステムづくりの協議の場。相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校・企業・高齢者介護等の関係機関、障がい当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等の障がいのある人の地域生活を支えている人を構成メンバーとして、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を担っている。

■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ。各地域独自の判断で障がいのある人の地域生活を支援する事業で、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、知的障害者職親委託制度、社会参加促進事業などがある。

■地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他、障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施している。また、これらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じ、Ⅰ型からⅢ型までの類型が設定されている。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動などの事業と併せて相談支援事業を実施。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

Ⅲ型：創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の事業を実施。

資料編

■知的障害者職親委託制度

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの地域生活支援事業に含まれる事業の一つ。知的障がいのある人の社会復帰に理解のある事業経営者等を職親として登録し、一定期間、知的障がいのある人を預かり、就職に必要な生活指導や技能習得訓練を行っている。

■注意欠陥多動性障害（ADHD）

→発達障害を参照

■中核地域生活支援センター

子ども、障がいのある人、高齢者など一人一人の状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。千葉県の単独制度。

■特別支援

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育。

■「トライアングル」プロジェクト

障害福祉サービスを利用する障がい児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障がいなど、障がいの可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。

【な行】

■難病

原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、また経過が慢性にわたり、厚生労働省が指定した病気。調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の解消が図られている。

■日常生活用具

在宅の障がいのある人、難病者等が、日常生活や介護を容易にするために必要な用具。

■ノーマライゼーション

障がいのある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

【は行】

■ 8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指す。

■ 発達障害

発達障害者支援法の定義においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」をいう。

もともと、これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、また、年齢や環境により目立つ症状が違うため、診断された時期により、診断名が異なることもある。

なお、上記定義において示される主な障がいの概要は次のとおり。

① 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群の他、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

② 自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障害で、生後まもなくから発現する。最近では症状が軽い人達まで含めて、自閉症スペクトラムという呼び方もされている。また、自閉症スペクトラムの内、知的発達の遅れを伴わないものは、高機能自閉症と呼ばれる。

③ アスペルガー症候群

対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は、自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

④ 学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。

⑤ 注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention Deficit Hyperactivity Disorder)

「多動性 (おしゃべりが止まらなかつたり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする)」、「注意力散漫 (うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある)」、「衝動性 (約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくある)」といった3つの特徴が見られる。

■ ピアサポーター

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動 (=ピアサポート) を行う人。

■ ペアレントトレーニング

保護者や養育者の人を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族

資料編

支援のアプローチの一つ。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多い。

■ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うこと。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

■補装具

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうちの自立支援給付の一つ。身体の機能等を補い、日常生活や職業生活を容易にするための用具。義肢、装具、補聴器、車いす等がある。障がいのある人からの申請により給付される。

【ま行】

■民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員のうち、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動は、児童委員に充てられる。

■モニタリング

サービスの利用計画が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組み。

【や行】

■要約筆記

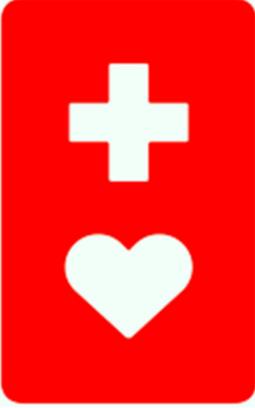
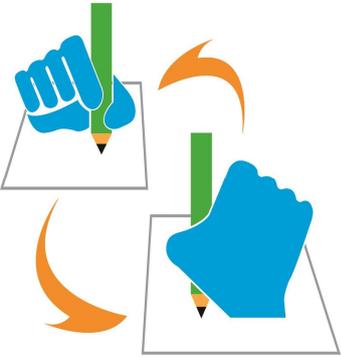
聴覚障がいのある人、特に手話を使用しない難聴者・中途失聴者が主な対象者で、その場の音声を要約し、文字で伝える情報保障のひとつ。手書きによるものとパソコンによる方法がある。

6 障がい者に関するマーク

名称 マーク	概要等
障害者のための国際シンボルマーク 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>※このマークは、「全ての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>
身体障害者標識（身体障害者マーク） 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務になっております。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 	<p>聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について、ご協力をお願いします。</p>
<p>Hearing Loop</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを周知し、利用を促すものです。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>「身体障害者補助犬法」の啓発のためのマークです。</p> <p>「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が「身体障害者補助犬」を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>

<p>オストメイト用設備/オストメイト</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある者のことをいいます。</p> <p>このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることをあらわしています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか周知することで、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。ご協力をお願いします。</p>
<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声を掛けて支援をしようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをして下さい。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によるSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>

<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。(J I S規格)</p> <p>ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・公共機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示しています。</p> <p>また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>
<p>筆談マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>

(出典) 内閣府

第7期八街市障がい福祉計画
第3期八街市障がい児福祉計画
令和6年3月

発行：八街市

編集：福祉部 障がい福祉課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29

TEL 043-443-1649 FAX 043-443-1742
